



2023 年度
学 生 便 覧

名古屋大学大学院
国際開発研究科

名古屋大学大学院国際開発研究科 2023 年度学生便覧

目次

2023 年度学年暦	3
博士前期課程関係内規・申合せ	
11-02MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程（通常課程）における修了要件について	4
11-01MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程（通常課程）における履修方法，履修上の注意について	6
11MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程（通常課程）における教育プログラム，履修基準及び単位等の認定に関する内規	7
12MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程（通常課程）における「グローバルリーダー・キャリアコース」履修基準及び単位等の認定に関する内規	16
13-01MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程（「グローバル企業人材育成」特別課程）における修了要件について	17
13MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程（「グローバル企業人材育成」特別課程）における履修基準及び単位等の認定に関する内規	18
11-04MJ 本研究科外で修得した単位等の認定に関する申合せ	20
11-05MJ 剽窃及び罰則	22
11-06MJ 外部実地研修の単位認定申請について	23
11-07MJ 修士論文の提出について	24
授業計画・プログラム修了認定要件確認表	
11-08MJ-1～-10 授業計画・プログラム修了認定要件確認表	26
11-08MJ-11 協力講座	36
博士後期課程関係内規・申合せ	
22-03DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程における修了要件について	37
22-02DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程授業科目の履修手続について	39
22DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程における履修基準及び単位等の認定に関する内規	41
22-01DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程における履修基準及び単位等の認定に関する内規の運用について	42
23DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程（国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム「アジアの持続可能な経済成長を牽引する民間セクター開発プログラム」）における履修基準及び単位等の認定に関する内規	44
21-02DJ 博士論文の提出について	46
21DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士学位審査内規	49
21-01DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士学位審査内規の運用に関する申合せ	52
22-04DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程における短縮修了の要件について	54
21-03DJ 剽窃及び罰則	55
21-04DJ 満期退学者の剽窃チェックについて	56
事務手続き・施設利用・相談制度等	
40-05PJ 事務手続きについて	57
40-02PJ 英語論文執筆支援について－論文執筆支援を受けるために－	62
40-03PJ インターンシップについて	63
40-06PJ 研究指導	64
40-07PJ 授業に関する相談制度	64
40-08PJ ハラスメント相談制度	65
40-09PJ メンタルヘルスに関する相談制度	65
40-10PJ 国際開発研究科施設利用案内	66
41PJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程院生室小部屋内規	67
42PJ 名古屋大学大学院国際開発研究科情報処理室利用内規	69
40-11PJ 学生の懲戒及び教育的措置について	70
40-12PJ 名古屋大学気象災害の予防等に関する対応指針	71
40-13PJ 学内電話番号表	73
40-14PJ 国際開発研究科配置図	74
関係規程	
01J 名古屋大学大学院通則	
02J 名古屋大学学位規程	
03J 名古屋大学大学院国際開発研究科規程	

2023年度学年暦

月	日	事 項
2023年	2日	新入生履修登録期間 (9:00~5日11:00まで)
4月	3,4日	新入生向けガイダンス
	5日	入学式
	10日	履修登録確認1回目
	11日	春学期授業開始 在学生履修登録修正期間 (～18日13:00まで)
	上旬	他研究科履修願(春学期科目)締切
	中旬	定期健康診断
	下旬	春学期分授業料納入期限
	下旬	学修計画書提出
5月	1日	名古屋大学記念日
	2日	履修登録確認2回目 (新入生含む)
	27日	春学期授業予備日
6月	8日	名大祭(8日午後～11日)
	9日	9月修了者・博士学位論文提出期限(16時)
	30日	9月修了者・修士学位论文提出期限(16時)
7月	14日	9月修了者・修士学位论文口述試験
	15日	春学期授業予備日
	28日	春学期授業終了
8月	上旬	集中講義(～9月)
	8日	夏季休業(～9月30日)
9月	15日	在学生履修登録入力期間 (～21日17:00)
	27日	秋季卒業式・修了式
	28日	10月入学者・新入生ガイダンス 履修登録確認1回目 (新入生除く)
10月	1日	秋季入学式
	2日	秋学期授業開始
	3日	新入生履修登録・在学生履修登録修正期間 (～11日13:00まで)
	上旬	他研究科履修願(秋学期科目)締切
	25日	履修登録確認2回目 (新入生含む)
	下旬	秋学期分授業料納入期限
	下旬	学修計画書提出 (10月入学者)
11月	11日	秋学期授業予備日
12月	8日	3月修了者・博士学位論文提出期限(16時)
	23日	秋学期授業予備日
	27日	年末授業最終日
	25日	冬季休業(～1月7日)
2024年	9日	年始授業開始日
1月	11日	3月修了者・修士学位论文提出期限(16時)
	24日	秋学期授業終了
	29日	3月修了者・修士学位论文口述試験
3月	中旬	授業料免除申請締切(2024年度分)
	下旬	在学生履修登録入力期間(次年度春学期)
	25日	卒業式・修了式

Academic Calendar 2023

Date	Events
April 2, 2023	Class Registration Period for New Students (from 9:00 until 11:00 on April 5)
April 3,4	GSID Orientations for New Students
April 5	Spring Entrance Ceremony
April 10	Class Registration Confirmation (First time)
April 11	Spring Semester Classes Start Class Registration Correction Period for Current Students (until 13:00 on April 18)
Early April	Spring Class Registration Deadline of Other Graduate Schools
Mid April	Student Health Checkup
Late April	Spring Semester Tuition Fees Payment Deadline
Late April	Submission of Research Plan
May 1	Nagoya University's Anniversary
May 2	Class Registration Confirmation (Second time) including new students
May 27	Make-up Class Day for Spring Semester
June 8	University Festival "Meidai-Sai"(8th afternoon to 11th)
June 9	PhD Dissertation Submission Deadline for September Graduates (until 16:00)
June 30	Master's Thesis Submission Deadline for September Graduates (until 16:00)
July 14	Master's Thesis Oral Defense for September Graduates
July 15	Make-up Class Day for Spring Semester
July 28	Spring Semester Classes End
Early August	Intensive lectures (until September)
August 8	Summer Holidays (until September 30)
September 15	Class Registration Period for Current Students (until 17:00 on September 21)
September 27	Graduation Ceremony for September Graduates
September 28	GSID Orientation for New Students enrolled in October Class Registration Confirmation (First time) except for new students
October 1	Fall Entrance Ceremony
October 2	Fall Semester Classes Start
October 3	Class Registration Period for New Students and Class Registration Correction Period for Current Students (until 13:00 on October 11)
Early October	Fall Class Registration Deadline of Other Graduate Schools
October 25	Class Registration Confirmation (Second time) including new students
Late October	Fall Semester Tuition Fees Payment Deadline
Late October	Submission of Research Plan (Fall enrollees)
November 11	Make-up Class Days for Fall Semester
December 8	PhD Dissertation Submission Deadline for March Graduates (until 16:00)
December 23	Make-up Class Days for Fall Semester
December 27	Last Class day of 2023
December 25	Winter holidays (until January 7)
January 9, 2024	Classes Start
January 11	Master's Thesis Submission Deadline for March Graduates (until 16:00)
January 24	Fall Semester Classes Ends
January 29	Master's Thesis Oral Defense for March Graduates
Mid March	Tuition Fee Exemption Application Deadline (for AY2024)
Late March	Class Registration Period for Current Students (Spring Semester of the Next Academic Year)
March 25	Graduation Ceremony for March Graduates

11-02MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(通常課程)における 修了要件について

改 正 2021年12月22日

(博士前期課程(通常課程))

以下において、博士前期課程(通常課程)の学生のために、履修方法の概略を、「名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(通常課程)における教育プログラム、履修基準及び単位等の認定に関する内規」(11MJ)及び「名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(通常課程)における「グローバルリーダー・キャリアコース」履修基準及び単位等の認定に関する内規」(12MJ)に基づいて説明する。詳細については、当該内規を参照し、また指導教員に相談すること。

(教育プログラム)

国際開発研究科の国際開発協力専攻には教育プログラム(以下、プログラム)があり、それぞれの修了要件を満たすことで、主専門分野としての修了証が発行される。また、学生は、主専門分野に加えて、副専門分野の修了証を取得することができる。主専門分野と副専門分野の修了認定に必要な要件は以下の通り。

(1) 単位取得の全般的な規則

- a. 30単位を修得し修士論文を提出すること。
- b. 上記30単位のうち、少なくとも16単位は国際開発研究科の講義科目(「国際開発海外実地研修特論」及び「国際開発国内実地研修特論」を除く)から修得すること。
- c. 上記30単位のうち8単位は演習科目であること(1学期に2単位)。
- d. 10単位を上限として、他研究科の科目を上記の30単位に含めることができる。

(2) 講義科目は以下のカテゴリーに分けられる。

研究科共通科目

基礎科目A群

基礎科目B群

専門科目

プログラム基礎科目群

プログラムコア科目群

応用科目群

プログラム演習

それぞれプログラムの定める修了要件に従って、これらの科目を履修すること。

(3) 各プログラムの修了要件については、「名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(通常課程)における教育プログラム、履修基準及び単位等の認定に関する内規」(11MJ)を参照すること。

(4) 国際開発協力専攻(通常課程)の学生は同専攻の5つのプログラムの中から1つのプログラムを選び、その修了要件を満たさなければならない。その修了要件を満たすことで、主専門分野の修了証を取得することができる。

(副専門の修了要件)

国際開発協力専攻(通常課程)の学生は、主専門分野に加えて、副専門分野の修了認定を受けることができる。詳細については、「名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(通常課程)における教育プログラム、履修基準及び単位等の認定に関する内規」(11MJ)の5(2)、6(2)、7(2)、8(2)、9(2)、10を参照すること。

(短縮修了)

名古屋大学大学院通則第 31 条により、2 年に満たない場合でも例外的に課程修了を認めることがある。博士前期課程（通常課程）における短縮修了の要件は、以下のとおりである（以下の 3 つを全て満たすこと）。

- (1) すでに他の大学又は研究科で修士号を取得している。
- (2) 博士前期課程在籍中に、短縮修了を希望する学生自身が国際開発研究科で取り組む研究課題について、査読付き単著論文を 1 本以上公刊している。
- (3) 博士後期課程への進学を予定している。

なお、短縮修了の認定を希望する場合は、修了希望日の 10 か月前までに指導教員と文系教務課・国際開発研究科担当に相談すること。

11-01MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(通常課程)における履修方法, 履修上の注意について

改正 2022年1月12日

1. 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(通常課程)における教育プログラム, 履修基準及び単位等の認定に関する内規第3条5項及び6項に定める演習の履修に際し, 国際開発協力専攻では(担当教員名を含み)同一名称の演習Ⅰa, Ⅰb, Ⅱa, Ⅱbとする。
ただし, 担当教員の特別な理由(長期海外出張, 長期病気休暇等)により(担当教員名を含み)同一名称の演習の開講が不可能になった場合は, 名称にかかわらず, 専攻内の演習Ⅰa, Ⅰb, Ⅱa, Ⅱbとすることができる。
2. 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(通常課程)における教育プログラム, 履修基準及び単位等の認定に関する内規第3条7項において, 特論A・B, 特殊講義A・Bについては, 同一名称でも担当教員が異なる場合は, 課程修了に必要な単位として認定される。
3. 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(通常課程)における教育プログラム, 履修基準及び単位等の認定に関する内規第3条8項において, 他の研究科及び単位互換協定校の授業科目, 並びに大学院共通科目(ただし, 同内規別表に掲げる科目に限る。)の授業科目については, 10単位までが課程修了に必要な単位に数えられるとするが, 本研究科が出身学部を問わず入学を許可していることから, 本研究科授業科目の履修の基礎となる関係学部の単位についても, その10単位までの枠内で4単位まで課程修了に必要な単位として数えられる。
4. 授業の開講期間については, 学年暦概要を参照すること。集中講義や休講などについては, すべてメール等で周知するので注意すること。
5. 履修関係の書類の提出に当たっては, 指導教員の下承を得たうえで提出すること。
6. その他研究科規程や内規, 講義・演習概要などをよく読み, 不明な点は指導教員又は文系教務課・国際開発研究科担当に確認すること。
7. 履修登録の日程・方法等については, メール等で周知するので, 3月及び9月には案内に注意すること。
8. 本研究科では, 神戸大学大学院国際協力研究科と単位相互認定の協定を結んでいる。受講希望者は履修願を提出すること。
9. 特に授業担当教員から別の方法を周知されない限り, 100点満点による成績評価を記号による評価に変換する場合には以下の表を用いる。

評価記号	100点満点評価
A+	95点以上
A	80点以上—95点未満
B	70点以上—80点未満
C	65点以上—70点未満
C-	60点以上—65点未満
F	60点未満

11MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(通常課程) における教育プログラム, 履修基準及び単位等の認定に関する内規

制	定	2006年 2月15日
改	正	2016年 3月 7日
改	正	2017年10月18日
改	正	2018年11月21日
改	正	2018年12月19日
改	正	2020年 2月 7日
改	正	2021年12月22日
改	正	2022年 3月 2日
改	正	2022年10月26日
改	正	2023年 1月11日

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院国際開発研究科(以下「研究科」という。)の博士前期課程(通常課程)における履修基準及び単位等の認定については、名古屋大学大学院国際開発研究科規程(以下「研究科規程」という。)に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(博士前期課程(通常課程)カリキュラム編成における教育プログラムの構成)

第2条 カリキュラム編成における教育プログラムは、「経済開発政策・マネジメント」プログラム、「教育と人材開発」プログラム、「包摂的な社会と国家」プログラム、「平和とガバナンス」プログラム及び「貧困と社会政策」プログラムから構成される。

(博士前期課程(通常課程)修了の認定要件)

第3条 博士前期課程(通常課程)修了には、研究科規程別表第2のとおり、必修の演習8単位(ただし、通則第31条ただし書きにしたがい短縮修了を行う場合は4単位又は6単位)を含む30単位以上を修得し、修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

2 ただし、この30単位のうち、16単位以上は「国際開発海外実地研修特論」及び「国際開発国内実地研修特論」を除く研究科の講義科目から修得しなければならない。

3 「国際開発海外実地研修実習」を履修する場合は「国際開発海外実地研修特論」を、併せて履修しなければならない。「国際開発国内実地研修実習」を履修する場合は「国際開発国内実地研修特論」を、併せて履修しなければならない。

4 研究科が提供する5つの教育プログラムのいずれかについて、主専門分野修了の認定を受けなければならない。ただし、主専門分野のプログラム代表者が認めた場合、他の履修科目を主専門分野修了の認定に必要な科目として読替えることができる。

5 科目履修に当たっては、学年にかかわらず履修できる。ただし、演習については、特段の事情がない限り、指導教員の演習Ⅰa、Ⅰb、Ⅱa及びⅡbを履修するものとする。また、1年次は演習Ⅰa及びⅠbを履修するものとし、2年次は演習Ⅱa及びⅡbを履修するものとするが、2年次には、演習Ⅰa及びⅠbも履修することができる。この場合における指導教員の演習は、原則として1つの学期に1科目のみ履修することができる。

6 演習については、担当教員名を含めて科目の名称として取り扱う。即ち、同一教育プログラム内であっても担当教員の異なる演習は別科目と認定され、別々に履修しそれぞれ単位を修得することが可能である。ただし、演習で修得できる単位は1年間で8単位（2年間で16単位）までとする。

必修とされる演習の履修方法は、「経済開発政策・マネジメント」プログラム及び「教育と人材開発」プログラムでは同一プログラム内の演習とする。「包摂的な社会と国家」プログラム、「平和とガバナンス」プログラム及び「貧困と社会政策」プログラムでは、「国際開発協力演習」を履修することとする。

7 同一科目名の単位は重複して履修しても、そのうち一方しか課程修了に必要な単位数には数えない。ただし、特論A・B及び特殊講義A・Bについては、同一名称でも担当教員が異なる場合は、修了に必要な単位として認定される。

8 他の研究科及び単位互換協定校の授業科目、並びに大学院共通科目（ただし、別表に掲げる科目に限る。）については、10単位までが課程修了に必要な単位に数えられる。研究科規程第9条に基づき、他の大学院で履修した授業科目のうち、振替が認められたものについては、本研究科授業科目を履修し、単位を修得したものとみなす。ただし、振替の手続き及び認定基準等については、別途定める申合せに従うものとする。なお、本研究科協力教員の授業科目は、本研究科の授業名で履修しなければならない。

（前期課程（通常課程）「教育プログラム」における主専門分野と副専門分野）

第4条 前期課程（通常課程）「教育プログラム」においては、1つの教育プログラムを主専門分野として履修し、基準を満たせば、主専門分野修了の認定を受けることができる。加えて、他の教育プログラムを副専門分野として履修し、基準を満たせば、副専門分野修了の認定を受けることができる。その修了要件は、第5条以下に教育プログラムごとに定める。

(「経済開発政策・マネジメント」プログラム修了要件)

第5条 主専門分野としての修了認定には次の要件を満たさなければならない。

- 一 研究科共通科目から、基礎科目A群6単位及び基礎科目B群から2単位以上を修得しなければならない。
 - 二 本プログラムのプログラム基礎科目群8単位、プログラムコア科目群から4単位以上、応用科目群から2単位以上及びプログラム演習8単位以上の合計22単位以上を修得しなければならない。ただし、通則第31条ただし書きにしたがい短縮修了を行う者は、研究科規程別表第2(第6条関係)にしたがい、当該在学期間が1年である場合は、「経済開発政策・マネジメント演習Ⅱa」及び「経済開発政策・マネジメント演習Ⅱb」の修得を、また、当該在学期間が1年半である場合は、「経済開発政策・マネジメント演習Ⅱb」の修得を、それぞれ要しない。
 - 三 応用科目群の経済学研究科協力教員提供科目群のうち講義科目は修了単位に含め、演習科目は修了単位に含めない。
 - 四 第3条8項に規定する授業科目は、合計2単位までが応用科目群の単位に数えられる。
- 2 本プログラムのプログラム基礎科目群から「開発経済学」及び「開発ミクロ経済学」もしくは「開発マクロ経済学」の4単位以上、及びプログラム基礎科目群の「経済学入門」とプログラムコア科目群から4単位以上、合計8単位以上を修得した場合は、申請により、学位取得時に本プログラムを副専門分野として認定する。ただし、本プログラムを主専門分野とする場合を除く。
- 3 プログラム基礎科目群、プログラムコア科目群、応用科目群及びプログラム演習は次の通りである。

(研究科共通科目：基礎科目A及びB群)

基礎科目A群

国際開発入門(I2ID)、日本の開発経験(JDE)、アカデミック・ライティング・スキルズa

基礎科目B群

フィールドワーク入門、統計学とデータサイエンス入門、比較の方法、アカデミック・ライティング・スキルズb、国際開発海外実地研修特論、国際開発海外実地研修実習、国際開発国内実地研修特論、国際開発国内実地研修実習、開発協力論、NGO論、国際開発特論A、国際開発特論B、国際開発特殊講義A、国際開発特殊講義B、外部海外実地研修A、外部海外実地研修B、外部国内実地研修A、外部国内実地研修B

(プログラム基礎科目群)

経済学入門、開発経済学、開発ミクロ経済学、開発マクロ経済学

(プログラムコア科目群)

応用計量経済学、国際開発経済学、公共財政管理、開発金融、観光経済学、産業開発、持続可能な観光と開発、経済・社会開発のためのPCM、地域開発

(応用科目群)

農村経済学、プロジェクト評価論、経済開発政策・マネジメント特論A、経済開発政策・マネジメント特論B、経済開発政策・マネジメント特殊講義A、経済開発政策・マネジメント特殊講義B、経済学研究科協力教員提供科目群*、本プログラム及び本研究科の他プログラムのプログラム科目、並びに第3条8項に規定する科目

*：経済学研究科協力教員提供科目群は、開発政策特論A、開発政策特論B、開発政策特殊講義A、開発政策特殊講義B、経営開発特論A、経営開発特論B、経営開発特殊講義A、経営開発特殊講義Bからなる科目群である。

(プログラム演習)

経済開発政策・マネジメント演習Ⅰa、経済開発政策・マネジメント演習Ⅰb、経済開発政策・マネジメ

ント演習Ⅱa, 経済開発政策・マネジメント演習Ⅱb

(「教育と人材開発」プログラム修了要件)

第6条 主専門分野としての修了認定には次の要件を満たさなければならない。

- 一 研究科共通科目から、基礎科目A群6単位及び基礎科目B群から2単位以上を修得しなければならない。
 - 二 本プログラムのプログラム基礎科目群から8単位、プログラムコア科目群から4単位以上、応用科目から2単位以上及びプログラム演習8単位以上の合計22単位以上を修得しなければならない。ただし、通則第31条ただし書きにしたがい短縮修了を行う者は、研究科規程別表第2（第6条関係）にしたがい、当該在学期間が1年である場合は、「教育と人材開発演習Ⅱa」及び「教育と人材開発演習Ⅱb」の修得を、また、当該在学期間が1年半である場合は、「教育と人材開発演習Ⅱb」の単位の修得を、それぞれ要しない。
 - 三 第3条8項に規定する授業科目は、合計2単位までが応用科目群の単位の数えられる。
- 2 本プログラムのプログラム基礎科目から4単位以上及びプログラムコア科目群から4単位以上、合計8単位以上を修得した場合は、申請により、学位取得時に本プログラムを副専門分野として認定する。ただし、本プログラムを主専門分野とする場合を除く。
- 3 プログラム基礎科目群、プログラムコア科目群、応用科目群及びプログラム演習は次の通りである。

(研究科共通科目：基礎科目A及びB群)

基礎科目A群

国際開発入門(I2ID)、日本の開発経験(JDE)、アカデミック・ライティング・スキルズa

基礎科目B群

フィールドワーク入門、統計学とデータサイエンス入門、比較の方法、アカデミック・ライティング・スキルズb、国際開発海外実地研修特論、国際開発海外実地研修実習、国際開発国内実地研修特論、国際開発国内実地研修実習、開発協力論、NGO論、国際開発特論A、国際開発特論B、国際開発特殊講義A、国際開発特殊講義B、外部海外実地研修A、外部海外実地研修B、外部国内実地研修A、外部国内実地研修B

(プログラム基礎科目群)

比較国際教育学、産業人材育成論、教育開発計画・評価論、教育と社会変化

(プログラムコア科目群)

教育開発政策論、アフリカ開発論、ジェンダー、教育と開発、教育開発協力とパートナーシップ、教育とウェルビーイング、開発とビジネス、グローバル化時代における教育、教育と人材開発特論A、教育と人材開発特論B、教育と人材開発特殊講義A、教育と人材開発特殊講義B、教育発達科学研究科協力教員提供科目群

(応用科目群)

本プログラム及び本研究科の他プログラムのプログラム科目、並びに第3条8項に規定する科目

(プログラム演習)

教育と人材開発演習Ⅰa、教育と人材開発演習Ⅰb、教育と人材開発演習Ⅱa、教育と人材開発演習Ⅱb

(「包摂的な社会と国家」プログラム修了要件)

第7条 主専門分野としての修了認定には次の要件を満たさなければならない。

- 一 研究科共通科目から、基礎科目A群6単位及び基礎科目B群から2単位以上を修得しなければならない。
 - 二 本プログラムのプログラム基礎科目群から4単位以上、プログラムコア科目群から6単位以上、応用科目群から4単位以上及びプログラム演習8単位以上の合計22単位以上を修得しなければならない。ただし、通則第31条ただし書きにしたがい短縮修了を行う者は、研究科規程別表第2（第6条関係）にしたがい、当該在学期間が1年である場合は、「国際開発協力演習Ⅱa」及び「国際開発協力演習Ⅱb」の単位の修得を、また、当該在学期間が1年半である場合は、「国際開発協力演習Ⅱb」の単位の修得を、それぞれ要しない。
 - 三 第3条8項に規定する授業科目は、合計4単位までが応用科目群の単位として数えられる。
- 2 本プログラムのプログラム基礎科目群から4単位以上及びプログラムコア科目群から4単位以上、合計8単位以上を修得した場合は、申請により、学位取得時に本プログラムを副専門分野として認定する。ただし、本プログラムを主専門分野とする場合を除く。
- 3 プログラム基礎科目群、プログラムコア科目群、応用科目群及びプログラム演習は次の通りである。

(研究科共通科目：基礎科目A及びB群)

基礎科目A群

国際開発入門(I2ID)、日本の開発経験(JDE)、アカデミック・ライティング・スキルズa

基礎科目B群

フィールドワーク入門、統計学とデータサイエンス入門、比較の方法、アカデミック・ライティング・スキルズb、国際開発海外実地研修特論、国際開発海外実地研修実習、国際開発国内実地研修特論、国際開発国内実地研修実習、外部海外実地研修A、外部海外実地研修B、外部国内実地研修A、外部国内実地研修B、開発協力論、NGO論、国際開発特論A、国際開発特論B、国際開発特殊講義A、国際開発特殊講義B

(プログラム基礎科目群)

政治制度構築論、開発と正義、法と開発、多民族社会論

(プログラムコア科目群)

ラテンアメリカ開発論、途上国政治論、アジアの法と社会、国際労働力移動、包摂的な社会と国家特論A、包摂的な社会と国家特論B、包摂的な社会と国家特殊講義A、包摂的な社会と国家特殊講義B

(応用科目群)

研究科が提供するすべての科目（単位修得済み及び履修中を除く。）及び第3条8項に規定する科目

(プログラム演習)

国際開発協力演習Ⅰa、国際開発協力演習Ⅰb、国際開発協力演習Ⅱa、国際開発協力演習Ⅱb

(「平和とガバナンス」プログラム修了要件)

第8条 主専門分野としての修了認定には次の要件を満たさなければならない。

- 一 研究科共通科目から、基礎科目A群6単位及び基礎科目B群から2単位以上を修得しなければならない。
 - 二 本プログラムのプログラム基礎科目群から4単位以上、プログラムコア科目群から6単位以上、応用科目群から4単位以上及びプログラム演習8単位以上の合計22単位以上を履修しなければならない。ただし、通則第31条ただし書きにしたがい短縮修了を行う者は、研究科規程別表第2（第6条関係）にしたがい、当該在学期間が1年である場合は、「国際開発協力演習Ⅱa」及び「国際開発協力演習Ⅱb」の修得を、また、当該在学期間が1年半である場合は、「国際開発協力演習Ⅱb」の単位の修得を、それぞれ要しない。
 - 三 第3条8項に規定する授業科目は、合計4単位までが応用科目群として数えられる。
- 2 本プログラムのプログラム基礎科目群から4単位以上及びプログラムコア科目群から4単位以上、合計8単位以上を修得した場合は、申請により、学位取得時に本プログラムを副専門分野として認定する。ただし、本プログラムを主専門分野とする場合を除く。
- 3 プログラム基礎科目群、プログラムコア科目群、応用科目群及びプログラム演習の科目は次の通りである。

(研究科共通科目：基礎科目A及びB群)

基礎科目A群

国際開発入門、日本の開発経験、アカデミック・ライティング・スキルズa

基礎科目B群

フィールドワーク入門、統計学とデータサイエンス入門、比較の方法、アカデミック・ライティング・スキルズb、国際開発海外実地研修特論、国際開発海外実地研修実習、国際開発国内実地研修特論、国際開発国内実地研修実習、開発協力論、NGO論、国際開発特論A、国際開発特論B、国際開発特殊講義A、国際開発特殊講義B、外部海外実地研修A、外部海外実地研修B、外部国内実地研修A、外部国内実地研修B

(プログラム基礎科目群)

国際政治学、安全保障論、国際経済法、国際協力法、平和とガバナンス特論A、平和とガバナンス特論B

(プログラムコア科目群)

平和構築論、グローバルガバナンス論、政治制度構築論、多国籍企業と国際法、国際開発とグローバルヘルス、国連法、平和とガバナンス特殊講義A、平和とガバナンス特殊講義B、比較法政システム特論A、比較法政システム特論B、比較国際法政システム特殊講義A、比較国際法政システム特殊講義B、比較国際法政システム演習Ⅰa、比較国際法政システム演習Ⅰb、比較国際法政システム演習Ⅱa、比較国際法政システム演習Ⅱb

(応用科目群)

研究科が提供するすべての科目（単位修得済み及び履修中を除く。）及び第3条8項に規定する科目

(プログラム演習)

国際開発協力演習Ⅰa、国際開発協力演習Ⅰb、国際開発協力演習Ⅱa、国際開発協力演習Ⅱb

(「貧困と社会政策」プログラム修了要件)

第9条 主専門分野としての修了認定には次の要件を満たさなければならない。

- 一 研究科共通科目から、基礎科目A群6単位及び基礎科目B群から2単位以上を修得しなければならない。
 - 二 本プログラムのプログラム基礎科目群4単位、プログラムコア科目群から6単位、応用科目群から4単位以上及びプログラム演習8単位以上の合計22単位以上を修得しなければならない。ただし、通則第31条ただし書きにしたがい短縮修了を行う者は、研究科規程別表第2（第6条関係）にしたがい、当該在学期間が1年である場合は、「国際開発協力演習Ⅱa」及び「国際開発協力演習Ⅱb」の修得を、また、当該在学期間が1年半である場合は、「国際開発協力演習Ⅱb」の単位の修得を、それぞれ要しない。
 - 三 第3条8項に規定する授業科目は、合計4単位まで応用科目群として数えられる。
- 2 本プログラムのプログラム基礎科目から4単位及びプログラムコア科目群から4単位以上、合計8単位以上を修得した場合は、申請により、学位取得時に本プログラムを副専門分野として認定する。ただし、本プログラムを主専門分野とする場合を除く。
- 3 プログラム基礎科目群、プログラムコア科目群、応用科目群及びプログラム演習は次の通りである。

(研究科共通科目：基礎科目A及びB群)

基礎科目A群

国際開発入門(I2ID)、日本の開発経験(JDE)、アカデミック・ライティング・スキルズa

基礎科目B群

フィールドワーク入門、統計学とデータサイエンス入門、比較の方法、アカデミック・ライティング・スキルズb、国際開発海外実地研修特論、国際開発海外実地研修実習、国際開発国内実地研修特論、国際開発国内実地研修実習、開発協力論、NGO論、国際開発特論A、国際開発特論B、国際開発特殊講義A、国際開発特殊講義B、外部海外実地研修A、外部海外実地研修B、外部国内実地研修A、外部国内実地研修B

(プログラム基礎科目群)

国際開発と貧困、内発的発展論

(プログラムコア科目群)

貧困と社会政策、開発の新しい地平、国際開発とグローバルヘルス、南アジア開発論、開発経済学、農村経済学

(応用科目群)

研究科が提供するすべての科目（単位修得済み及び履修中を除く。）及び第3条8項に規定する科目

(プログラム演習)

国際開発協力演習Ⅰa、国際開発協力演習Ⅰb、国際開発協力演習Ⅱa、国際開発協力演習Ⅱb

(副専門分野認定の申請方法)

第10条 第5条2項、第6条2項、第7条2項、第8条2項及び第9条2項に規定する副専門分野の認定申請に当たっては、次の各号の規定に従わなければならない。

- 一 認定を申請する者の主専門分野の修了要件を満たすために必要な科目のうち、1科目を上限として副専門分野の認定のために申請することができる。
- 二 2つ以上の副専門分野の認定を申請する者は、同一科目を1つの副専門分野の認定のためにのみ申請することができる。

別表（第3条第8項関係）

授 業 科 目	単 位	備 考
Research Skills T: Logical Research Writing I	2	
Research Skills T: Logical Research Writing II	2	
Research Skills W: Fundamentals of Academic Writing	2	
Research Skills W: Developing Academic Writing	2	
Research Skills W: The Secrets of Research Writing	2	
Research Skills W: More Secrets of Research Writing	2	
Research Skills P: Practical Presentation Skills	2	
Research Skills P: Effective Research Presentation	2	
Research Skills P: Academic Presentation Design	2	
Research Skills P: Academic Presentation	2	
Research Skills P: Academic Presentation Skills I	2	
Research Skills P: Academic Presentation Skills II	2	
Research Skills SC: Summer Camp	2	
Research skills F: Academic communication in French I	2	
Research skills F: Academic communication in French II	2	
Research Skills C: Academic Writing in Chinese I	2	
Research Skills C: Academic Writing in Chinese II	2	

附 則

この内規は、2018年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2020年2月7日から施行する。ただし、2018年度及び2019年度に入学した者については、従前の定めを適用できるものとする。

附 則

この内規は、2022年4月1日から施行する。ただし、2021年度以前に入学した者については、従前の定めを適用できるものとする。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。ただし、2022年度以前に入学した者については、従前の定めを適用できるものとする。

12MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(通常課程)における「グローバルリーダー・キャリアコース」履修基準及び単位等の認定に関する内規

制 定 2018年 5月 9日

改 正 2021年 5月26日

改 正 2022年 5月25日

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院国際開発研究科（以下「研究科」という。）のグローバルリーダー・キャリアコースにおける履修基準及び単位等の認定については、名古屋大学大学院国際開発研究科規程（以下「研究科規程」という。）に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(グローバルリーダー・キャリアコース履修要件)

第2条 本コース履修学生は、国際開発研究科が博士前期課程において提供する5つの学位プログラムに所属する1年次の学生で、本コースの受講を希望する学生のうち、TOEFL iBT 85点以上、若しくは、研究科の博士前期課程入学試験で認められる他の英語能力試験でTOEFL iBT 85点以上に相当するスコアを有する者とする。

(グローバルリーダー・キャリアコース修了要件)

第3条 グローバルリーダー・キャリアコースの修了認定には、大学院博士前期課程（通常課程）における学位プログラム履修基準及び単位等の認定に関する内規第5条から第10条のとおり、所属する学位プログラムの主専門分野としての修了要件を満たした上で、次の要件を満たさなければならない。

- 一 本コースの基礎コア科目群（必修科目） 6単位
- 二 本コースの基礎コア科目群（選択必修） 2単位
- 三 本コースの応用コア科目群（選択必修）の中から2単位以上
- 四 一号、二号、三号の要件を満たし、本コースの科目合計10単位以上を修得しなければならない。

(グローバルリーダー・キャリアコース科目群)

第4条

- 一 基礎コア科目群（必修）6単位

国際開発特殊講義B（グローバルキャリア・ディベロプメント論）（2単位）、国際開発特論 B（SDGsと国際機関）（2単位）、国際開発特殊講義 A（グローバルリーダー1）（1単位）、国際開発特殊講義 A（グローバルリーダー3）（1単位）

- 二 基礎コア科目群（選択必修）2単位

アカデミック・ライティング・スキルズ a（2単位）、アカデミック・ライティング・スキルズ b（2単位）のいずれか 1科目

- 三 応用コア科目群（選択必修）2単位

国際開発海外実地研修実習（2単位）、外部海外実地研修B（2単位）のいずれか1科目

13-01MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(「グローバル企業人材育成」特別課程)における修了要件について

制 正 2017年10月18日

改 正 2021年12月22日

博士前期課程(「グローバル企業人材育成」特別課程)

以下において、博士前期課程(「グローバル企業人材育成」特別課程)の学生のために、履修方法の概略を、「名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(「グローバル企業人材育成」特別課程)における履修基準及び単位等の認定に関する内規」(13MJ)に基づいて説明する。詳細については、当該内規を参照し、また指導教員に相談すること。

修了認定に必要な基準は以下の通り。

(1) 単位取得の全般的な規則

- a. 30単位を修得し修士論文を提出すること。
- b. 上記30単位のうち、少なくとも20単位は国際開発研究科の講義科目(「国際開発海外実地研修特論」及び「国際開発国内実地研修特論」を除く)から修得すること。
- c. 上記30単位のうち4単位は演習科目であること(1学期に2単位)。
- d. 10単位を上限として、指導教員の承認を得て、他研究科の科目を上記の30単位に含めることができる。

(2) 講義科目は以下のカテゴリーに分けられる。

研究科共通科目

基礎科目A群

基礎科目B群

専門科目

プログラム基礎科目群

プログラムコア科目群

応用科目群

プログラム演習

「名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(「グローバル企業人材育成」特別課程)における履修基準及び単位等の認定に関する内規」に定める修了要件に従って、これらの科目を履修すること。

13MJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程(「グローバル企業人材育成」特別課程)における履修基準及び単位等の認定に関する内規

制 定	2017年10月18日
改 正	2018年 9月14日
改 正	2021年12月22日

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院国際開発研究科(以下「研究科」という。)の博士前期課程(「グローバル企業人材育成」特別課程)における履修基準及び単位等の認定については、名古屋大学大学院国際開発研究科規程(以下「研究科規程」という。)に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(博士前期課程(「グローバル企業人材育成」特別課程)修了年限)

第2条 「グローバル企業人材育成」特別課程は社会人を対象とする課程であり、1年制とする(大学院設置基準(昭和四十九年六月二十日文部省令第二十八号)第三条第3項を適用。)

(「グローバル企業人材育成」特別課程の修了要件)

第3条 本特別課程修了には、必修の演習4単位を含む30単位以上を修得し、修士学位論文の審査及び試験に合格しなければならない。

- ただし、この30単位のうち、20単位以上は「国際開発海外実地研修特論」及び「国際開発国内実地研修特論」を除く研究科の講義科目から修得しなければならない。さらに、上記30単位のうち、研究科共通科目から「国際開発入門」及び「日本の開発経験」を含む8単位以上を修得しなければならない。
- 「国際開発海外実地研修実習」を履修する場合は「国際開発海外実地研修特論」を、併せて履修しなければならない。「国際開発国内実地研修実習」を履修する場合は「国際開発国内実地研修特論」を、併せて履修しなければならない。
- 科目履修に当たっては、研究科が提供する5つの教育プログラムの開講科目群の中から、教育プログラムにかかわらず横断的に履修できる。ただし、演習については、特段の事情がない限り、指導教員の演習 I a 及び I b を履修するものとする。
- 同一科目名の単位は重複して履修しても、そのうち一方しか課程修了に必要な単位数には数えない。ただし、特論A・B及び特殊講義A・Bについては、同一名称でも担当教員が異なる場合は、修了に必要な単位として認定される。
2. の規定にかかわらず、他の研究科及び単位互換協定校の授業科目、並びに大学院共通科目(ただし、別表に掲げる科目に限る。)については、指導教員の承認を得て、10単位までが課程修了に必要な単位数に数えられる。研究科規程第9条に基づき、他の大学院で履修した授業科目のうち、振替が認められたものについては、本研究科授業科目を履修し、単位を修得したものとみなす。ただし、振替の手続き及び認定基準等については、別途定める申合せに従うものとする。

●履修モデルの一例（経済学重視型）

春学期

研究科共通科目：計4単位

国際開発入門（必修2単位）

アカデミック・ライティング・スキルズa（2単位）

専門科目：計10単位※

開発経済学（2単位）

開発ミクロ経済学（2単位）

開発マクロ経済学（2単位）

産業人材育成論（2単位）

国際経済法（2単位）

夏期集中講義：計6単位

開発協力論（2単位）

国際開発特論B（海外ビジネス戦略論）（2単位）

国際開発特論B（グローバルビジネス事情）（2単位）

秋学期

研究科共通科目：計4単位

日本の開発経験（必修2単位）

アカデミック・ライティング・スキルズb（2単位）

プログラム演習

経済開発政策・マネジメント演習 I a及び I b（必修4単位）

外部実地研修としてインターンシップ等を実施（要請に応じ要調整）：2単位

合計：30単位

※ただし、「名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程（通常課程）における教育プログラム、履修基準及び単位等の認定に関する内規」第3条8項に基づき、他研究科の授業科目（例：経済学研究科が提供する「国際経済A」，「公共経済A」，「上級経営I」，「上級会計I」，「経営戦略A」等）を、指導教員の承認を得て、10単位まで修得することができる。

11-04MJ 本研究科外で修得した単位等の認定に関する申合せ

制	定	2014年 2月14日
改	定	2016年 3月 7日
改	定	2017年10月18日
改	定	2018年 9月14日
改	定	2020年 1月29日
改	定	2021年12月22日

(単位の認定)

第1条 名古屋大学の他の研究科・学部，及び本学外の大学院（学生交換協定が存在する場合に限る。）において修得した単位は，次条以下の定める条件にしたがい本研究科の修了及び教育プログラム修了認定に必要な単位として認定することができる。

(認定単位数)

第2条 前条に基づき認定される単位数は，名古屋大学大学院共通科目と合わせて10単位以内とする。

2 前項の単位数には，第4条第3項に基づき振り替えて認定する科目の単位数を含むものとする。

(成績評価)

第3条 学内の他の研究科・学部で修得した単位の場合，その成績評価を本研究科における評価とする。

2 他大学の大学院において修得した単位の場合，附表に基づき，他の大学院における成績評価（UCTS，ECTS又はACTS評価）を本研究科の成績評価に換算したのものをもって評価とする。UCTS，ECTS又はACTS評価を与えない大学院の場合，本研究科学生が受入大学での授業科目登録を行う前に，教務学生委員会が附表に換算表の追加を行う。

(単位の認定)

第4条 本研究科又は名古屋大学と単位相互認定協定又は学生交換協定を内容とする取り決めに締結している大学又は大学の部局（研究科，学部など，名称を問わない。）において，本研究科を休学せずに修得した単位を認定の対象とする。

2 本研究科並びに当該学生の所属専攻及び所属教育プログラムのカリキュラムと教育内容において適的な科目の単位を認定の対象とする。ただし，原則として，実習形式科目を除く。単位認定及び科目振替に当たっては，学生の希望を尊重する。

3 研究科教授会は，必要な場合には，本研究科の科目に振り替えて認定することができる。ただし，すでに履修済みの科目を除く。国際開発協力専攻の振替上限枠は，以下のとおりとする。

演習科目：4単位以内

研究科共通科目「国際開発特論A」及び「国際開発特論B」：4単位以内

プログラム基礎科目群又はプログラムコア科目群：2単位以内

応用科目群：2単位以内

4 他大学の大学院で修得した単位の認定を希望する学生は，該当単位修得後3か月以内に，以下の書類を文系教務課・国際開発研究科担当まで提出して申請するものとする。

一 単位認定申請書

二 履修した科目名，開講大学院及び部局の名称，科目担当者名，1コマの時間数，1週のコマ数及び1学期の週数のリスト，ならびにそれらを証明するもの（学生便覧のカリキュラム一覧，時間割など。必要な場合，日本語訳を添付する。）

- 三 履修した科目のシラバス又はそれに相当するもの（必要な場合、日本語訳を添付する。）
- 四 成績証明書の写し（ただし3か月の期限以内に発行されない場合、発行され次第提出するものとし、必要な場合、日本語訳を添付する。）
- 5 他大学の大学院において修得した単位の認定及び科目の振替は、学生からの申請に基づき、教務学生委員会が単位の認定及び科目の振替の案を作成し、研究科教授会で決定する。
- 6 修得単位数は、1コマの時間数、1週のコマ数及び1学期の週数に基づき算定する。

（演習科目への振替）

第5条 他大学の大学院において演習形式科目の単位を修得した場合、研究科教授会は、本研究科の演習科目として振替を行うことができる。

2 他大学の大学院において演習形式科目を修得できない場合又は修得しなかった場合、研究科教授会は、講義形式科目又は実習形式科目の単位を本研究科の演習科目として振替を行うことができる。ただし、本研究科で履修すべき演習との近似性が高い科目であることを要する。

附 表

UCTS, ECTS及びACTS評価との換算表

UCTS, ECTS及びACTSにおける成績			本研究科における成績
Grade	(%)	Definition	
A	10%	EXCELLENT: Outstanding with only minor errors	A+
B	25%	VERY GOOD: Above average standard but with some errors	A
C	30%	GOOD: Generally sound work with a number of notable errors	B
D	25%	SATISFACTORY: Fair but with significant shortcomings	C
E	10%	SUFFICIENT: Performance meets the minimum criteria	C-
FX	-	FAIL: Some more work required before the credit can be awarded	F
F	-	FAIL: Considerable further work is required	F

附 則

この申合せは、2014年4月1日から施行し、2014年4月1日現在在籍している学生から適用する。

附 則

この申合せは、2015年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、2016年4月1日から施行し、同日以降提出された単位認定申請から適用する。また、研究科規程第15条の改正が行われS及びFが導入されるまでの間、この申合せにおけるSはAを、FはDを意味するものとする。

附 則

この申合せは、2018年4月1日から施行し、同日以降提出された単位認定申請から適用する。

附 則

この申合せは、2018年10月1日から施行する。

附 則

この申合せは、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この申合せは、2022年4月1日から施行する。ただし、2021年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

11-05MJ 剽窃及び罰則

教務学生委員会

剽窃防止講習会への参加の義務

国際開発研究科の学生は、在籍中少なくとも一回は、剽窃防止講習会に参加しなくてはならない。

剽窃：剽窃とは何か、そしてどのようにすれば避けられるか？

剽窃とは、他の人の言葉や考えを、あたかも自分のもののように使うことである。剽窃は、意図的に行われる場合も、意図せず行われる場合もあるが、どちらの場合も問題である。意図して剽窃を行うと、退学や停学を含む大変厳しい処罰の対象となる（罰則については、40-11PJ 「学生の懲戒及び教育的措置について」の特に第5条を参照すること）。意図しない剽窃は、通常、それほど厳しく罰せられないが、それを行った者の評判とキャリアを傷つける可能性がある。

名古屋大学では、剽窃を以下のように定義している。

- －ウェブ上の文章や画像を無断でコピー&ペーストして自分の学習成果として提出する。
- －他者の学習・研究成果（レポート、論文などを含む）を盗用・丸写しする。
- －実験結果をごまかす、すりかえる。

（出典：名古屋大学高等教育研究センター（2008）『名古屋大学新入生のためのスタディティップス』

<http://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/stips/html/ga01/ri01/sonkei.htm>）

意図して行われた剽窃は、非倫理的な行為である。他者の言葉を盗用することや、自分が以前に書いたものをあたかも新しく書いたもののように再利用するなど様々である。意図しない剽窃は、通常、研究上の不注意や論文執筆過程での不注意、他人の研究成果を使用する際のルールに関する根本的な理解不足に起因する。

国際開発研究科では、学生は、学位請求論文の提出や学術雑誌などへの論文投稿の際に、英語であっても日本語であっても Turnitin による剽窃チェックを受けなくてはならない。学術雑誌に投稿する際には、指導教員とよく相談すること。また、授業での提出課題においても、剽窃をしてはならない。

11-06MJ 外部実地研修の単位認定申請について

教務学生委員会

1. 「外部海外実地研修 A・B」について

- (1) 履修生が参加する「外部海外実地研修」が OFW に相当する内容及びプログラムを持つこと。すなわち、
適当と認められる研修機関あるいは研修プログラムにおいて、実地研修内容に関する座学研修を受け、その指導のもとでフィールドワーク研修（実務研修を含む）を実施すること。
- (2) 事前に指導教員の承認を得た上で、研修終了後 3 か月以内に、単位認定申込書及びその他の資料を文系教務課・国際開発研究科担当に提出すること。提出書類は下記 3 を参照のこと。
- (3) 教務学生委員会の単位認定（成績付けを含む）に関する審議に基づき、教務学生委員長が単位認定を行う。

2. 「外部国内実地研修 A・B」について

- (1) 履修生が参加する「外部国内実地研修」が DFW に相当する内容及びプログラムを持つこと。すなわち、
適当と認められる研修機関あるいは研修プログラムにおいて、実地研修内容に関する座学研修を受け、その指導のもとでフィールドワーク研修（実務研修を含む）を実施すること。
- (2) 事前に指導教員の承認を得た上で、研修終了後 3 か月以内に、単位認定申込書及びその他の資料を文系教務課・国際開発研究科担当に提出すること。提出書類は下記 3 を参照のこと。
- (3) 教務学生委員会の単位認定（成績付けを含む）に関する審議に基づき、教務学生委員長が単位認定を行う。

3. 研修後に文系教務課・国際開発研究科担当へ提出する書類（所定の様式は、GSID ウェブサイトからダウンロードすること。）

- (1) 単位認定申込書（様式あり）
- (2) 研修内容を記載したプログラム等
- (3) 研修時間記録表及び研修実施確認書（様式あり、研修機関で証明を受けること）
座学研修・フィールドワーク研修（実務研修を含む）の時間配分が適切であり、座学研修・フィールドワーク研修の総時間数が「実地研修A」にあっては実習1単位相当の22.5時間以上、「実地研修B」にあっては実習2単位相当の45時間以上であること。ただし、実習時間中にレポート執筆が含まれているプログラムの場合は、研修の総時間数が「実地研修A」にあっては30時間以上、「実地研修B」にあっては60時間以上であること。
- (4) レポート
A4 ワープロ打ち。「実地研修 A」にあっては英語 1,600 語（日本語 4,000 字）以上のレポート、「実地研修 B」にあっては英語 3,200 語（日本語 8,000 字）以上のレポートの提出が必要である。剽窃チェックを行い、類似率を(1)単位認定申込書に記入すること。ここでいうレポートとは、研修中に本人に配布された資料等ではなく、本人が研修期間中に業務として調査執筆したもの、また研修期間中に執筆したレポートがない場合は、研修終了後に研修で得られた知見について考察したレポートをいう。
- (5) 研修レポート執筆証明書（履修者本人が研修期間中に業務として執筆した場合に必要）（様式あり）

11-07MJ 修士論文の提出について

各年度の9月及び3月に前期課程を修了する予定の者は、修士論文を、以下のように提出すること。
提出方法及び詳細な日程は国際開発研究科のウェブサイト参照のこと。

1. 提出期限：(9月修了予定者)

当該年度の6月指定日

(3月修了予定者)

当該年度の1月指定日

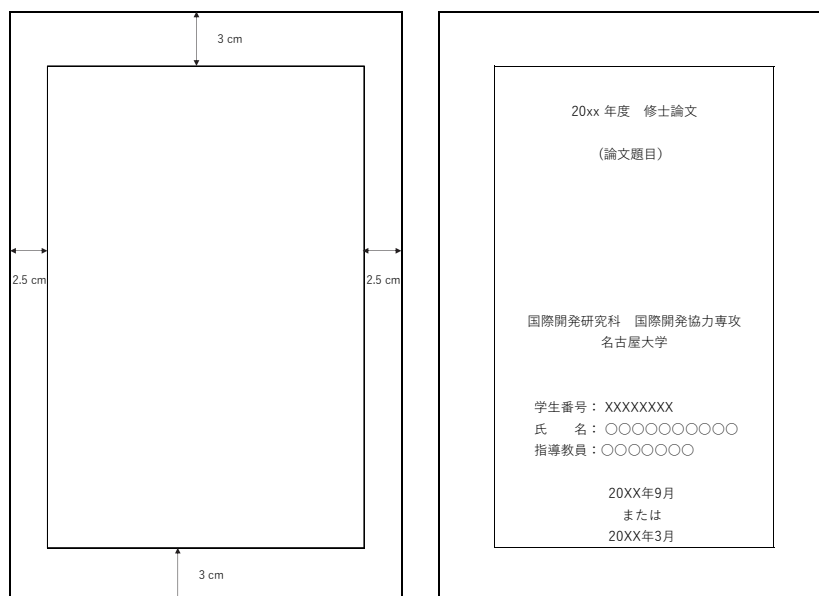
2. 提出物： 論文本体

論文要旨（和文4,000字又は英文1,600語程度）

剽窃チェック確認書（研究科指定様式）：指導教員の了解を経て、指導教員が提出

3. 使用言語：日本語又は英語

4. 表紙等：表紙、中表紙に、20XX年度修士論文、論文題目、研究科専攻名、学生番号、氏名、指導教員名を記載する。



5. 作成要領

用紙サイズはA4とし、以下の要領で作成する。

- (1) 日本語は、1ページ当たり約36行、1行当たり約40字（全角，MS明朝 11ポイント）
英語は、1ページ当たり約24～26行（半角，Times New Roman 12ポイント）
- (2) 原則として横書きとする。
- (3) マージンは、おおよそ図のように取ること。
- (4) PDFとする。

- (5) ページ番号を付すこと（ページの下部，中央）。
- (6) 注は，各ページの下又は章末に付けること。
- (7) タイトルの書式は以下のルールに従うこと。
 - ・主題については、英語の場合はキャピタライゼーションルールに則る。
 - ・副題の付し方については以下の通りとする。
 - 英語論文の場合 「:」（半角のコロン）で区切る。
 - 日本語論文の場合 「-」（全角のダッシュ）で区切る。

6. 口述試験日：(9月修了予定者)

7月指定日

(3月修了予定者)

2月指定日

- ・口述試験においては，原則として学生の説明は5分程度とし，審査委員の質疑応答の時間を確保するように努める。
- ・口述試験時には，学生は修士論文及び論文要旨のみ参照することができる。

7. 認定修士論文提出期限等

口述試験後，研究科教授会の修士学位論文審査で合格と承認された者は，指定された日までに誤字，綴りの誤りなどを修正した認定の修士論文をPDFファイルとして指定された場所にアップロードしなければならない。提出方法は別途通知する。

なお，紙媒体で製本した修士論文の提出は不要である。

2023年度国際開発研究科授業計画

11-08MJ-1 「経済開発政策・マネジメント」プログラム

科目区分	授業科目	単位	担当教員	開講期
基礎科目 A群	国際開発入門	2	代：内海	春学期
	日本の開発経験	2	代：金澤	秋学期
	アカデミック・ライティング・スキルズa	2	染矢 (Coordinator)	春学期
基礎科目 B群	アカデミック・ライティング・スキルズb	2	未定	秋学期
	フィールドワーク入門	2	伊賀	春学期
	統計学とデータサイエンス入門*	2	メンデス	春学期
	比較の方法	2	岡田 (勇)	春学期
	国際開発海外実地研修特論	2	ベディ	春学期
	国際開発海外実地研修実習	2	ベディ	集中
	国際開発国内実地研修特論	2	岡田 (勇)	春学期
	国際開発国内実地研修実習	2	岡田 (勇)	集中
	開発協力論	2	阪倉	秋学期
	NGO論	2	—	非開講 (集中) [隔年]
	国際開発特論B (SDGsと国際機関)	2	岡田 (亜)	春学期 (集中)
	国際開発特論B (海外ビジネス戦略論)	2	深井	春学期 (集中)
	国際開発特論B (グローバルビジネス事情)	2	石川	春学期 (集中)
	国際開発特殊講義A (グローバルリーダー1)	1	染矢	秋学期 (集中)
	国際開発特殊講義A (グローバルリーダー3)	1	染矢	秋学期 (集中)
	国際開発特殊講義B (グローバルキャリアディベロップメント論)	2	岡田 (亜)	春学期 (集中)
	外部海外実地研修A	1	教務学生委員会	単位認定
外部海外実地研修B	2	教務学生委員会	単位認定	
外部国内実地研修A	1	教務学生委員会	単位認定	
外部国内実地研修B	2	教務学生委員会	単位認定	
プログラム 基礎科目群	経済学入門	2	染矢・オチア・メンデス	春学期
	開発経済学	2	大坪	春学期
	開発ミクロ経済学	2	オチア	春学期
	開発マクロ経済学	2	染矢	春学期
プログラム コア科目群	応用計量経済学	2	メンデス	秋学期
	国際開発経済学	2	大坪	未定
	公共財政管理	2	染矢	秋学期
	開発金融	2	染矢	春学期
	観光経済学	2	梅村	春学期
	産業開発	2	オチア	秋学期
	持続可能な観光と開発	2	梅村	秋学期 [隔年]
	経済・社会開発のためのPCM	2	梅村	非開講 [隔年]
応用科目群	地域開発	2	メンデス	非開講 [隔年]
	農村経済学	2	染矢	春学期
	プロジェクト評価論	2	非：林	春学期 (集中)
	経済開発政策・マネジメント特論A	1	—	春学期
	経済開発政策・マネジメント特論B	2	—	春学期
	経済開発政策・マネジメント特殊講義A	1	—	秋学期
	経済開発政策・マネジメント特殊講義B	2	—	秋学期
経済学研究科協力教員提供科目群**	**	**	**	
本プログラム及び本研究科の他プログラムのプログラム科目、並びに第3条8項に規定する科目***	***	***	***	
プログラム 演習	経済開発政策・マネジメント演習 Ia・Ib・IIa・IIb	2	大坪, 梅村, 染矢, オチア, メンデス	春学期/秋学期

*「経済開発政策・マネジメント」プログラムを専攻とする者の中で基礎的な統計学の知識を有していない者には「統計学とデータサイエンス入門」の受講を強く推奨する。

**経済学研究科協力教員提供科目群は、開発政策特論A、開発政策特論B、開発政策特殊講義A、開発政策特殊講義B、経営開発特論A、経営開発特論B、経営開発特殊講義A、経営開発特殊講義Bからなる科目群である。

***関係するプログラムおよび研究科の関係資料によって詳細を確認すること。

2022年度以降入学者用～

11-08MU-2 「経済開発政策・マネジメント」プログラム修了認定要件確認表

科目区分	履修登録	単位取得	科目名	単位	必修・ 選択必修	修了要件
基礎科目 A群	年 月	年 月	国際開発入門	2	必修	6
	年 月	年 月	日本の開発経験	2		
	年 月	年 月	アカデミック・ライティング・スキルズa	2		
基礎科目 B群	年 月	年 月	フィールドワーク入門	2	選択必修	2
	年 月	年 月	統計学とデータサイエンス入門*	2		
	年 月	年 月	比較の方法	2		
	年 月	年 月	アカデミック・ライティング・スキルズb	2		
	年 月	年 月	国際開発海外実地研修特論	2		
	年 月	年 月	国際開発海外実地研修実習	2		
	年 月	年 月	国際開発国内実地研修特論	2		
	年 月	年 月	国際開発国内実地研修実習	2		
	年 月	年 月	開発協力論	2		
	年 月	年 月	NGC論	2		
	年 月	年 月	国際開発特論A	1		
	年 月	年 月	国際開発特論B	2		
	年 月	年 月	国際開発特殊講義A	1		
	年 月	年 月	国際開発特殊講義B	2		
	年 月	年 月	外部海外実地研修A	1		
	年 月	年 月	外部海外実地研修B	2		
年 月	年 月	外部国内実地研修A	1			
年 月	年 月	外部国内実地研修B	2			
プログラム 基礎科目群	年 月	年 月	経済学入門	2	必修	8
	年 月	年 月	開発経済学	2		
	年 月	年 月	開発ミクロ経済学	2		
	年 月	年 月	開発マクロ経済学	2		
プログラム コア科目群	年 月	年 月	応用計量経済学	2	選択必修	4
	年 月	年 月	国際開発経済学	2		
	年 月	年 月	公共財政管理	2		
	年 月	年 月	開発金融	2		
	年 月	年 月	観光経済学	2		
	年 月	年 月	産業開発	2		
	年 月	年 月	持続可能な観光と開発	2		
	年 月	年 月	経済・社会開発のためのPCM	2		
応用科目群	年 月	年 月	地域開発	2	選択必修	2
	年 月	年 月	農村経済学	2		
	年 月	年 月	プロジェクト評価論	2		
	年 月	年 月	経済開発政策・マネジメント 特論A	1		
	年 月	年 月	経済開発政策・マネジメント 特論B	2		
	年 月	年 月	経済開発政策・マネジメント 特殊講義A	1		
	年 月	年 月	経済開発政策・マネジメント 特殊講義B	2		
プログラム 演習	年 月	年 月	経済学研究科協力教員提供科目群**	1～2	必修	8
	年 月	年 月	本プログラム及び本研究科の他プログラムのプログラム科目、並びに第3条8項に規定する科目***	1～2		
	年 月	年 月	経済開発政策・マネジメント 演習 Ia	2		
	年 月	年 月	経済開発政策・マネジメント 演習 Ib	2		
						30

*「経済開発政策・マネジメント」を主専攻とする者の中で基礎的な統計学の知識を有していない者には「統計学とデータサイエンス入門」の受講を強く推奨する。

**経済学研究科協力教員提供科目群は、開発政策特論A、開発政策特論B、開発政策特殊講義A、開発政策特殊講義B、経営開発特論A、経営開発特論B、経営開発特殊講義A、経営開発特殊講義Bからなる科目群である。

***関係するプログラムおよび研究科の関係資料によって詳細を確認すること。

2023年度国際開発研究科授業計画

11-08MJ-3 「教育と人材開発」プログラム

科目区分	授業科目	単位	担当教員	開講期
基礎科目 A群	国際開発入門	2	代：内海	春学期
	日本の開発経験	2	代：金澤	秋学期
	アカデミック・ライティング・スキルズa	2	染矢 (Coordinator)	春学期
基礎科目 B群	アカデミック・ライティング・スキルズb	2	未定	秋学期
	フィールドワーク入門	2	伊賀	春学期
	統計学とデータサイエンス入門*	2	メンデス	春学期
	比較の方法	2	岡田 (勇)	春学期
	国際開発海外実地研修特論	2	ペディ	春学期
	国際開発海外実地研修実習	2	ペディ	集中
	国際開発国内実地研修特論	2	岡田 (勇)	春学期
	国際開発国内実地研修実習	2	岡田 (勇)	集中
	開発協力論	2	阪倉	秋学期
	NGO論	2	—	非開講 (集中) [隔年]
	国際開発特論B (SDGsと国際機関)	2	岡田 (亜)	春学期 (集中)
	国際開発特論B (海外ビジネス戦略論)	2	深井	春学期 (集中)
	国際開発特論B (グローバルビジネス事情)	2	石川	春学期 (集中)
	国際開発特殊講義A (グローバルリーダー1)	1	染矢	秋学期 (集中)
	国際開発特殊講義A (グローバルリーダー3)	1	染矢	秋学期 (集中)
	国際開発特殊講義B (グローバルキャリアディベロップメント論)	2	岡田 (亜)	春学期 (集中)
	外部海外実地研修A	1	教務学生委員会	単位認定
	外部海外実地研修B	2	教務学生委員会	単位認定
	外部国内実地研修A	1	教務学生委員会	単位認定
	外部国内実地研修B	2	教務学生委員会	単位認定
プログラム 基礎科目群	比較国際教育学	2	山田	春学期
	産業人材育成論	2	岡田 (亜)	春学期
	教育開発計画・評価論	2	内海	春学期
	教育と社会変化	2	芦田	秋学期
プログラム コア科目群	教育開発政策論	2	山田	秋学期 [隔年]
	アフリカ開発論	2	山田	非開講 [隔年]
	ジェンダー、教育と開発	2	岡田 (亜)	秋学期 [隔年]
	教育開発協力とパートナーシップ	2	内海	秋学期
	教育とウェルビーイング	2	—	非開講 (集中) [隔年]
	開発とビジネス	2	岡田 (亜)	非開講 [隔年]
	グローバル化時代における教育	2	芦田	春学期
	教育と人材開発特論A	1	—	春学期
	教育と人材開発特論B	2	—	春学期
	教育と人材開発特殊講義A	1	—	秋学期
	教育と人材開発特殊講義B	2	—	秋学期
	教育発達科学研究科協力教員提供科目群*	*	*	*
応用科目群	本プログラム及び本研究科の他プログラムのプログラム科目、並びに第3条8項に規定する科目**	**	**	**
プログラム 演習	教育と人材開発演習 Ia・Ib・IIa・IIb	2	岡田 (亜), 山田, 内海, 芦田	春学期/秋学期

*教育発達科学研究科協力教員提供科目群は、教育発達特論A、教育発達特論B、教育発達特殊講義A、教育発達特殊講義B、教育発達演習Ia, Ib, IIa, IIbからなる科目群である。

**関係するプログラムおよび研究科の関係資料によって詳細を確認すること。

2022年度以降入学者用～

11-08MU-4「教育と人材開発」プログラム修了認定要件確認表

科目区分	履修登録	単位取得	科目名	単位	必修・ 選択必修	修了要件
基礎科目 A群	年 月	年 月	国際開発入門	2	必修	6
	年 月	年 月	日本の開発経験	2		
	年 月	年 月	アカデミック・ライティング・スキルズa	2		
基礎科目 B群	年 月	年 月	フィールドワーク入門	2	選択必修	2
	年 月	年 月	統計学とデータサイエンス入門	2		
	年 月	年 月	比較の方法	2		
	年 月	年 月	アカデミック・ライティング・スキルズb	2		
	年 月	年 月	国際開発海外実地研修特論	2		
	年 月	年 月	国際開発海外実地研修実習	2		
	年 月	年 月	国際開発国内実地研修特論	2		
	年 月	年 月	国際開発国内実地研修実習	2		
	年 月	年 月	開発協力論	2		
	年 月	年 月	NGO論	2		
	年 月	年 月	国際開発特論A	1		
	年 月	年 月	国際開発特論B	2		
	年 月	年 月	国際開発特殊講義A	1		
	年 月	年 月	国際開発特殊講義B	2		
	年 月	年 月	外部海外実地研修A	1		
	年 月	年 月	外部海外実地研修B	2		
	年 月	年 月	外部国内実地研修A	1		
年 月	年 月	外部国内実地研修B	2			
プログラム 基礎科目群	年 月	年 月	比較国際教育学	2	必修	8
	年 月	年 月	産業人材育成論	2		
	年 月	年 月	教育開発計画・評価論	2		
	年 月	年 月	教育と社会変化	2		
プログラム コア科目群	年 月	年 月	教育開発政策論	2	選択必修	4
	年 月	年 月	アフリカ開発論	2		
	年 月	年 月	ジェンダー、教育と開発	2		
	年 月	年 月	教育開発協力とパートナーシップ	2		
	年 月	年 月	教育とウェルビーイング	2		
	年 月	年 月	開発とビジネス	2		
	年 月	年 月	グローバル化時代における教育	2		
	年 月	年 月	教育と人材開発特論A	1		
	年 月	年 月	教育と人材開発特論B	2		
	年 月	年 月	教育と人材開発特殊講義A	1		
	年 月	年 月	教育と人材開発特殊講義B	2		
応用科目群	年 月	年 月	本プログラム及び本研究科の他プログラムのプログラム科目、並びに第3条8項に規定する科目**	1～2	選択必修	2
プログラム 演習	年 月	年 月	教育と人材開発演習Ⅰa	2	必修	8
	年 月	年 月	教育と人材開発演習Ⅰb	2		
	年 月	年 月	教育と人材開発演習Ⅱa	2		
	年 月	年 月	教育と人材開発演習Ⅱb	2		
						30

*教育発達科学研究科協力教員提供科目群は、教育発達特論A、教育発達特論B、教育発達特殊講義A、教育発達特殊講義B、教育発達演習Ⅰa、Ⅰb、Ⅱa、Ⅱbからなる科目群である。

**関係するプログラムおよび研究科の関係資料によって詳細を確認すること。

2023年度国際開発研究科授業計画

11-08MJ-5 「包摂的な社会と国家」プログラム

科目区分	授業科目	単位	担当教員	開講期
基礎科目 A群	国際開発入門	2	代：内海	春学期
	日本の開発経験	2	代：金澤	秋学期
	アカデミック・ライティング・スキルズa	2	染矢 (Coordinator)	春学期
基礎科目 B群	アカデミック・ライティング・スキルズb	2	未定	秋学期
	フィールドワーク入門	2	伊賀	春学期
	統計学とデータサイエンス入門*	2	メンデス	春学期
	比較の方法	2	岡田 (勇)	春学期
	国際開発海外実地研修特論	2	ペディ	春学期
	国際開発海外実地研修実習	2	ペディ	集中
	国際開発国内実地研修特論	2	岡田 (勇)	春学期
	国際開発国内実地研修実習	2	岡田 (勇)	集中
	開発協力論	2	阪倉	秋学期
	NGO論	2	—	非開講 (集中) [隔年]
	国際開発特論B (SDGsと国際機関)	2	岡田 (亜)	春学期 (集中)
	国際開発特論B (海外ビジネス戦略論)	2	深井	春学期 (集中)
	国際開発特論B (グローバルビジネス事情)	2	石川	春学期 (集中)
	国際開発特殊講義A (グローバルリーダー1)	1	染矢	秋学期 (集中)
	国際開発特殊講義A (グローバルリーダー3)	1	染矢	秋学期 (集中)
	国際開発特殊講義B (グローバルキャリアディベロップメント論)	2	岡田 (亜)	春学期 (集中)
	外部海外実地研修A	1	教務学生委員会	単位認定
	外部海外実地研修B	2	教務学生委員会	単位認定
	外部国内実地研修A	1	教務学生委員会	単位認定
	外部国内実地研修B	2	教務学生委員会	単位認定
プログラム 基礎科目群	開発と正義	2	非：日下	春学期
	法と開発	2	島田	春学期
	多民族社会論	2	東村	春学期
	政治制度構築論	2	岡田 (勇)	非開講 [隔年]
プログラム コア科目群	ラテンアメリカ開発論	2	岡田 (勇)	秋学期 [隔年]
	途上国政治論	2	非：日下	秋学期
	アジアの法と社会	2	島田	秋学期
	国際労働力移動	2	東村	秋学期
	包摂的な社会と国家特論A	1	—	春学期
	包摂的な社会と国家特論B	2	—	春学期
	包摂的な社会と国家特殊講義A	1	—	秋学期
包摂的な社会と国家特殊講義B	2	—	秋学期	
応用科目群	国際開発研究科が提供するすべての科目 (単位習得済み及び履修中を除く。) 及び第3条8項に規定する科目*	*	*	*
プログラム 演習	国際開発協力演習 Ia・Ib・IIa・IIb	2	山形, 伊東, 東村, 島田, 岡田 (勇), 上田, 石川, ペディ, 藤川, 金澤	春学期/秋学期

*関係するプログラムおよび研究科の関係資料によって詳細を確認すること。

2022年度以降入学者用～

11-08MJ-6 「包摂的な社会と国家」プログラム修了認定要件確認表

科目区分	履修登録	単位取得	科目名	単位	必修・ 選択必修	修了要件
基礎科目 A群	年 月	年 月	国際開発入門	2	必修	6
	年 月	年 月	日本の開発経験	2		
	年 月	年 月	アカデミック・ライティング・スキルズa	2		
基礎科目 B群	年 月	年 月	フィールドワーク入門	2	選択必修	2
	年 月	年 月	統計学とデータサイエンス入門	2		
	年 月	年 月	比較の方法	2		
	年 月	年 月	アカデミック・ライティング・スキルズb	2		
	年 月	年 月	国際開発海外実地研修特論	2		
	年 月	年 月	国際開発海外実地研修実習	2		
	年 月	年 月	国際開発国内実地研修特論	2		
	年 月	年 月	国際開発国内実地研修実習	2		
	年 月	年 月	開発協力論	2		
	年 月	年 月	NGO論	2		
	年 月	年 月	国際開発特論A	1		
	年 月	年 月	国際開発特論B	2		
	年 月	年 月	国際開発特殊講義A	1		
	年 月	年 月	国際開発特殊講義B	2		
	年 月	年 月	外部海外実地研修A	1		
	年 月	年 月	外部海外実地研修B	2		
年 月	年 月	外部国内実地研修A	1			
年 月	年 月	外部国内実地研修B	2			
プログラム 基礎科目群	年 月	年 月	開発と正義	2	選択必修	4
	年 月	年 月	法と開発	2		
	年 月	年 月	多民族社会論	2		
	年 月	年 月	政治制度構築論	2		
プログラム コア科目群	年 月	年 月	ラテンアメリカ開発論	2	選択必修	6
	年 月	年 月	途上国政治論	2		
	年 月	年 月	アジアの法と社会	2		
	年 月	年 月	国際労働力移動	2		
	年 月	年 月	包摂的な社会と国家特論A	1		
	年 月	年 月	包摂的な社会と国家特論B	2		
	年 月	年 月	包摂的な社会と国家特殊講義A	1		
年 月	年 月	包摂的な社会と国家特殊講義B	2			
応用科目群	年 月	年 月	国際開発研究科が提供するすべての科目(単位習得済み及び履修中を除く。)及び第3条8項に規定する科目*	1～2	選択必修	4
プログラム 演習	年 月	年 月	国際開発協力演習 I a	2	必修	8
	年 月	年 月	国際開発協力演習 I b	2		
	年 月	年 月	国際開発協力演習 II a	2		
	年 月	年 月	国際開発協力演習 II b	2		
						30

*関係するプログラムおよび研究科の関係資料によって詳細を確認すること。

2023年度国際開発研究科授業計画

11-08MJ-7 「平和とガバナンス」プログラム

科目区分	授業科目	単位	担当教員	開講期
基礎科目 A群	国際開発入門	2	代：内海	春学期
	日本の開発経験	2	代：金澤	秋学期
	アカデミック・ライティング・スキルズa	2	染矢 (Coordinator)	春学期
基礎科目 B群	アカデミック・ライティング・スキルズb	2	未定	秋学期
	フィールドワーク入門	2	伊賀	春学期
	統計学とデータサイエンス入門*	2	メンデス	春学期
	比較の方法	2	岡田 (勇)	春学期
	国際開発海外実地研修特論	2	ペディ	春学期
	国際開発海外実地研修実習	2	ペディ	集中
	国際開発国内実地研修特論	2	岡田 (勇)	春学期
	国際開発国内実地研修実習	2	岡田 (勇)	集中
	開発協力論	2	阪倉	秋学期
	NGO論	2	—	非開講 (集中) [隔年]
	国際開発特論B (SDGsと国際機関)	2	岡田 (亜)	春学期 (集中)
	国際開発特論B (海外ビジネス戦略論)	2	深井	春学期 (集中)
	国際開発特論B (グローバルビジネス事情)	2	石川	春学期 (集中)
	国際開発特殊講義A (グローバルリーダー1)	1	染矢	秋学期 (集中)
	国際開発特殊講義A (グローバルリーダー3)	1	染矢	秋学期 (集中)
	国際開発特殊講義B (グローバルキャリアディベロップメント論)	2	岡田 (亜)	春学期 (集中)
	外部海外実地研修A	1	教務学生委員会	単位認定
	外部海外実地研修B	2	教務学生委員会	単位認定
外部国内実地研修A	1	教務学生委員会	単位認定	
外部国内実地研修B	2	教務学生委員会	単位認定	
プログラム 基礎科目群	国際政治学	2	ペディ	春学期
	国際協力法	2	山形	春学期
	国際経済法	2	石川	春学期
	安全保障論	2	藤川	秋学期
	平和とガバナンス特論A	1	—	春学期
	平和とガバナンス特論B	2	—	春学期
プログラム コア科目群	平和構築論	2	藤川	春学期
	グローバルガバナンス論	2	ペディ	秋学期
	国連法	2	山形	秋学期
	多国籍企業と国際法	2	石川	秋学期
	政治制度構築論	2	岡田 (勇)	非開講 [隔年]
	国際開発とグローバルヘルス	2	金澤	春学期
	平和とガバナンス特殊講義A	1	—	秋学期
	平和とガバナンス特殊講義B	2	—	秋学期
	比較国際法政システム特論A	1	大久保	春学期
	比較国際法政システム特論B	2	McGinty	春学期
	比較国際法政システム特論B	2	大久保	春学期
	比較国際法政システム特論B	2	佐藤	春学期
	比較国際法政システム特殊講義A	1	—	秋学期
比較国際法政システム特殊講義B	2	大久保	秋学期	
比較国際法政システム演習Ia, Ib, IIa, IIb	2	佐藤	春学期/秋学期	
応用科目群	国際開発研究科が提供するすべての科目 (単位習得済み及び履修中を除く。) 及び第3条8項に規定する科目*	*	*	*
プログラム 演習	国際開発協力演習 Ia・Ib・IIa・IIb	2	山形, 伊東, 東村, 島田, 岡田 (勇), 上田, 石川, ペディ, 藤川, 金澤	春学期/秋学期

*関係するプログラムおよび研究科の関係資料によって詳細を確認すること。

2022年度以降入学者用～

11-08MU-8「平和とガバナンス」プログラム修了認定要件確認表

科目区分	履修登録	単位取得	科目名	単位	必修・ 選択必修	修了要件
基礎科目 A群	年 月	年 月	国際開発入門	2	必修	6
	年 月	年 月	日本の開発経験	2		
	年 月	年 月	アカデミック・ライティング・スキルズa	2		
基礎科目 B群	年 月	年 月	フィールドワーク入門	2	選択必修	2
	年 月	年 月	統計学とデータサイエンス入門	2		
	年 月	年 月	比較の方法	2		
	年 月	年 月	アカデミック・ライティング・スキルズb	2		
	年 月	年 月	国際開発海外実地研修特論	2		
	年 月	年 月	国際開発海外実地研修実習	2		
	年 月	年 月	国際開発国内実地研修特論	2		
	年 月	年 月	国際開発国内実地研修実習	2		
	年 月	年 月	開発協力論	2		
	年 月	年 月	NGO論	2		
	年 月	年 月	国際開発特論A	1		
	年 月	年 月	国際開発特論B	2		
	年 月	年 月	国際開発特殊講義A	1		
	年 月	年 月	国際開発特殊講義B	2		
	年 月	年 月	外部海外実地研修A	1		
	年 月	年 月	外部海外実地研修B	2		
	年 月	年 月	外部国内実地研修A	1		
年 月	年 月	外部国内実地研修B	2			
プログラム 基礎科目群	年 月	年 月	国際政治学	2	選択必修	4
	年 月	年 月	国際協力法	2		
	年 月	年 月	国際経済法	2		
	年 月	年 月	平和構築論	2		
	年 月	年 月	平和とガバナンス特論A	1		
	年 月	年 月	平和とガバナンス特論B	2		
プログラム コア科目群	年 月	年 月	安全保障論	2	選択必修	6
	年 月	年 月	グローバルガバナンス論	2		
	年 月	年 月	国連法	2		
	年 月	年 月	多国籍企業と国際法	2		
	年 月	年 月	政治制度構築論	2		
	年 月	年 月	国際開発とグローバルヘルス	2		
	年 月	年 月	平和とガバナンス特殊講義A	1		
	年 月	年 月	平和とガバナンス特殊講義B	2		
	年 月	年 月	比較国際法政システム特論A	1		
	年 月	年 月	比較国際法政システム特論B	2		
	年 月	年 月	比較国際法政システム特殊講義A	1		
	年 月	年 月	比較国際法政システム特殊講義 B	2		
	年 月	年 月	比較国際法政システム演習 I a	2		
	年 月	年 月	比較国際法政システム演習 I b	2		
	年 月	年 月	比較国際法政システム演習 II a	2		
	年 月	年 月	比較国際法政システム演習 II b	2		
応用科目群	年 月	年 月	国際開発研究科が提供するすべての科目(単位習得済み及び履修中を除く。)及び第3条8項に規定する科目*	1～2	選択必修	4
プログラム演習	年 月	年 月	国際開発協力演習 I a	2	必修	8
	年 月	年 月	国際開発協力演習 I b	2		
	年 月	年 月	国際開発協力演習 II a	2		
	年 月	年 月	国際開発協力演習 II b	2		
						30

*関係するプログラムおよび研究科の関係資料によって詳細を確認すること。

2023年度国際開発研究科授業計画

11-08MJ-9 「貧困と社会政策」プログラム

科目区分	授業科目	単位	担当教員	開講期
基礎科目 A群	国際開発入門	2	代：内海	春学期
	日本の開発経験	2	代：金澤	秋学期
	アカデミック・ライティング・スキルズa	2	染矢 (Coordinator)	春学期
基礎科目 B群	アカデミック・ライティング・スキルズb	2	未定	秋学期
	フィールドワーク入門	2	伊賀	春学期
	統計学とデータサイエンス入門*	2	メンデス	春学期
	比較の方法	2	岡田 (勇)	春学期
	国際開発海外実地研修特論	2	ベディ	春学期
	国際開発海外実地研修実習	2	ベディ	集中
	国際開発国内実地研修特論	2	岡田 (勇)	春学期
	国際開発国内実地研修実習	2	岡田 (勇)	集中
	開発協力論	2	阪倉	秋学期
	NGO論	2	—	非開講 (集中) [隔年]
	国際開発特論B (SDGsと国際機関)	2	岡田 (亜)	春学期 (集中)
	国際開発特論B (海外ビジネス戦略論)	2	深井	春学期 (集中)
	国際開発特論B (グローバルビジネス事情)	2	石川	春学期 (集中)
	国際開発特殊講義A (グローバルリーダー1)	1	染矢	秋学期 (集中)
	国際開発特殊講義A (グローバルリーダー3)	1	染矢	秋学期 (集中)
	国際開発特殊講義B (グローバルキャリアディベロップメント論)	2	岡田 (亜)	春学期 (集中)
	外部海外実地研修A	1	教務学生委員会	単位認定
	外部海外実地研修B	2	教務学生委員会	単位認定
	外部国内実地研修A	1	教務学生委員会	単位認定
	外部国内実地研修B	2	教務学生委員会	単位認定
プログラム 基礎科目群	国際開発と貧困	2	伊東	春学期
	内発的発展論	2	上田	春学期
プログラム コア科目群	貧困と社会政策	2	伊東	秋学期
	開発の新しい地平	2	上田	秋学期
	国際開発とグローバルヘルス	2	金澤	春学期
	南アジア開発論 (2022年度～新設)	2	金澤	秋学期
	開発経済学	2	大坪	春学期
応用科目群	農村経済学	2	染矢	春学期
	貧困と社会政策特論A	1	—	春学期
	貧困と社会政策特論B	2	—	春学期
	貧困と社会政策特殊講義A	1	—	秋学期
	貧困と社会政策特殊講義B	2	—	秋学期
	国際開発研究科が提供するすべての科目 (単位習得済み及び履修中を除く。) 及び第3条8項に規定する科目*	*	*	*
プログラム 演習	国際開発協力演習 Ia・Ib・IIa・IIb	2	山形, 伊東, 東村, 島田, 岡田 (勇), 上田, 石川, ベディ, 藤川, 金澤	春学期/秋学期

**関係するプログラムおよび研究科の関係資料によって詳細を確認すること。

2022年度以降入学者用～

11-08MJ-10 「 貧困と社会政策」プログラム修了認定要件確認表

科目区分	履修登録	単位取得	科目名	単位	必修・ 選択必修	修了要件
基礎科目 A群	年 月	年 月	国際開発入門	2	必修	6
	年 月	年 月	日本の開発経験	2		
	年 月	年 月	アカデミック・ライティング・スキルズa	2		
基礎科目 B群	年 月	年 月	フィールドワーク入門	2	選択必修	2
	年 月	年 月	統計学とデータサイエンス入門	2		
	年 月	年 月	比較の方法	2		
	年 月	年 月	アカデミック・ライティング・スキルズb	2		
	年 月	年 月	国際開発海外実地研修特論	2		
	年 月	年 月	国際開発海外実地研修実習	2		
	年 月	年 月	国際開発国内実地研修特論	2		
	年 月	年 月	国際開発国内実地研修実習	2		
	年 月	年 月	開発協力論	2		
	年 月	年 月	NGO論	2		
	年 月	年 月	外部海外実地研修A	1		
	年 月	年 月	外部海外実地研修B	2		
	年 月	年 月	外部国内実地研修A	1		
	年 月	年 月	外部国内実地研修B	2		
	年 月	年 月	国際開発特論A	1		
	年 月	年 月	国際開発特論B	2		
	年 月	年 月	国際開発特殊講義A	1		
年 月	年 月	国際開発特殊講義B	2			
プログラム 基礎科目群	年 月	年 月	国際開発と貧困	2	必修	4
	年 月	年 月	内発的發展論	2		
プログラム コア科目群	年 月	年 月	貧困と社会政策	2	選択必修	6
	年 月	年 月	開発の新しい地平	2		
	年 月	年 月	国際開発とグローバルヘルス	2		
	年 月	年 月	南アジア開発論	2		
	年 月	年 月	開発経済学	2		
応用科目群	年 月	年 月	国際開発研究科が提供するすべての科目（単位習得済み及び履修中を除く。）及び第3条8項に規定する科目*	1～2	選択必修	4
	年 月	年 月	国際開発協力演習 I a	2		
プログラム 演習	年 月	年 月	国際開発協力演習 I b	2	必修	8
	年 月	年 月	国際開発協力演習 II a	2		
	年 月	年 月	国際開発協力演習 II b	2		
	年 月	年 月	国際開発協力演習 II b	2		
						30

*関係するプログラムおよび研究科の関係資料によって詳細を確認すること。

2023年度国際開発研究科授業計画

協力講座

授業科目	言語	単位	担当教員	開講期
<開発政策講座>				
開発政策特論A		1	—	春学期
開発政策特論B	E	2	萬行	秋学期
開発政策特殊講義A		1	—	秋学期
開発政策特殊講義B		2	—	秋学期
開発政策演習 I a	E	2	萬行	春学期／秋学期
開発政策演習 I b	E	2	萬行	春学期／秋学期
開発政策演習 II a	E	2	萬行	春学期／秋学期
開発政策演習 II b	E	2	萬行	春学期／秋学期
<経営開発講座>				
経営開発特論A		1	—	春学期
経営開発特論B	J	2	中屋	秋学期
経営開発特殊講義A		1	—	秋学期
経営開発特殊講義B		2	—	秋学期
経営開発演習 I a	J	2	中屋	春学期／秋学期
経営開発演習 I b	J	2	中屋	春学期／秋学期
経営開発演習 II a	J	2	中屋	春学期／秋学期
経営開発演習 II b	J	2	中屋	春学期／秋学期
<教育発達講座>				
教育発達特論A		1	—	春学期
教育発達特論B	E	2	高井	春学期
教育発達特論B	J	2	渡邊	秋学期
教育発達特殊講義A		1	—	秋学期
教育発達特殊講義B		2	—	秋学期
教育発達演習 I a	E	2	高井	春学期／秋学期
教育発達演習 I b	E	2	高井	春学期／秋学期
教育発達演習 II a	E	2	高井	春学期／秋学期
教育発達演習 II b	E	2	高井	春学期／秋学期
教育発達演習 II a	J	2	渡邊	春学期／秋学期
教育発達演習 II b	J	2	渡邊	春学期／秋学期
<比較国際法政システム講座>				
比較国際法政システム特論A	E	1	—	春学期
比較国際法政システム特論A	E	1	大久保	春学期
比較国際法政システム特論B	E	2	McGinty	春学期
比較国際法政システム特論B	J	2	大久保	春学期
比較国際法政システム特論B	J	2	佐藤	春学期
比較国際法政システム特殊講義A		1	—	秋学期
比較国際法政システム特殊講義B	J	2	大久保	秋学期
比較国際法政システム演習 I a	E	2	佐藤	春学期／秋学期
比較国際法政システム演習 I b	E	2	佐藤	春学期／秋学期
比較国際法政システム演習 II a	E	2	佐藤	春学期／秋学期
比較国際法政システム演習 II b	E	2	佐藤	春学期／秋学期
<国際文化協力講座>				
国際文化協力特論A		1	—	春学期
国際文化協力特論B	J	2	加藤	春学期
国際文化協力特殊講義A		1	—	秋学期
国際文化協力特殊講義B	J	2	Saveliev	秋学期
国際文化協力演習 I a	J	2	加藤, Saveliev	春学期／秋学期
国際文化協力演習 I a	E	2	Grunow	春学期
国際文化協力演習 I b	J	2	加藤, Saveliev	春学期／秋学期
国際文化協力演習 I b	E	2	Grunow	春学期
国際文化協力演習 II a	J	2	加藤, Saveliev	春学期／秋学期
国際文化協力演習 II a	E	2	Grunow	秋学期
国際文化協力演習 II b	J	2	加藤, Saveliev	春学期／秋学期
国際文化協力演習 II b	E	2	Grunow	秋学期

22-03DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程における修了要件について

博士後期課程の修了要件の概略を説明する。詳細については、「名古屋大学大学院国際開発研究科博士学位審査内規」(21DJ)を参照し、指導教員と相談すること。

1. 博士論文研究の単位と中間報告

- (1) 博士論文の提出のためには、「博士論文研究I, II, III」(各2単位)の6単位を修得しなければならない。ただし、短縮修了する者は、大学院博士後期課程における履修基準及び単位等の認定に関する内規第4条で定めるところによる。
- (2) 学生は、原則年1回、合計3回の学位論文中間報告(「博士論文研究I」,「博士論文研究II」,「博士論文研究III」)を行う。学位論文中間報告で合格すれば、「博士論文研究」の単位が認定される。なお、1学期内において修得可能な「博士論文研究」の単位の上限は、2単位とする。1学期内に2度以上の学位論文中間報告を行い、4単位以上の単位を修得することはできない。
- (3) 「博士論文研究I」は、1年次以降、「博士論文研究II」は、2年次以降、「博士論文研究III」は、3年次以降、単位修得可能とする。
- (4) 学位論文中間報告の合格基準は、別途定める。学位論文中間報告の内容と日時については、それぞれの指導教員とよく相談すること。

2. 博士論文提出に向けての学術論文公刊の要件

「博士論文研究III」のための中間報告は、査読付き学術雑誌かそれに相当する出版物において、少なくとも1本の学術論文が公刊されていることが条件となる。「公刊」とは、論文が印刷されているか、採録が決定されていることを指す。詳細については、「名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程における履修基準及び単位等の認定に関する内規の運用について」(22-01DJ)を参照すること。

3. 満期退学

博士後期課程修了のために必要な単位を修得したが、博士論文を提出していない者は、満期退学の認定を受けることができる。認定については、指導教員の提案をうけて、研究科教授会が行う。満期退学の認定を受けた者は、認定後3年以内(ただし、博士後期課程入学から6年を越えない。)であれば博士論文を提出することができる。詳細については、「名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程における履修基準及び単位等の認定に関する内規の運用について」(22-01DJ)を参照すること。

4. 学位取得が最短で可能となる月について

博士の学位を申請しようとする者は、「名古屋大学大学院国際開発研究科博士学位審査内規」(21DJ)の諸規定に基づき、いつでも学位申請論文及び所定の書類を提出することができる。ただし、提出した時期により、学位取得が最短で可能となる月は以下の表のとおりとなる。

学位申請論文(予備審査用論文)等の提出時期	学位取得が最短で可能となる月
1月末まで	4月
2月末まで	5月
3月末まで	6月
4月末まで	7月
6月中旬の指定日まで	9月
7月末まで	10月
8月末まで	11月
9月末まで	12月

10月末まで	1月
11月末まで	2月
12月中旬の指定日まで	3月

※8月は学位取得できない。

※6月中旬の指定日および12月中旬の指定日は、年度毎に決定の上、通知される。

22-02DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程授業科目の履修手続について

1. 博士論文研究（Ⅰ～Ⅲ）

- (1) 学期はじめに、主指導教員に「博士論文研究」履修を申し出ること。
- (2) 履修内容あるいは単位取得の条件については、主指導教員が説明する。
- (3) 成績は、主指導教員から文系教務課・国際開発研究科担当（以下、GSID教務）に報告する。
- (4) 「博士論文研究」の単位認定条件の詳細は、主指導教員に確認すること。

2. 問題発掘型海外実地研究（A又はB）及び国際実務研修（A又はB）

- (1) いずれも博士後期課程の学生が履修するものである。
- (2) 「問題発掘型海外実地研究A・B」は、博士後期課程の学生が、自身の研究テーマに関して海外で実地調査を行うものであること。なお、現地の専門家から指導を受けることが望ましい（本研究科の学術交流協定大学又は研究機関の教員等）。
- (3) 「国際実務研修A・B」は、博士後期課程の学生が、国際機関、国内の国際協力機関、行政機関、民間団体等において、国際的な業務のインターンシップに従事するか、それらの団体での研修を受けるものであること。
- (4) A（1単位）は22.5時間以上、B（2単位）は45時間以上の研究、実習、あるいは研修に適用します。ただし、実習・研修時間中にレポート執筆が含まれているプログラムの場合は、実習・研修の総時間数がAにあつては30時間以上、Bにあつては60時間以上であること。
- (5) 事前に主指導教員を通じて、「計画書」をGSID教務に提出すること。様式はGSIDウェブサイトからダウンロードすること。
- (6) 実施後3か月以内に、以下の書類をGSID教務に提出すること。様式はGSIDウェブサイトからダウンロードすること。
 - ① 単位認定申込書（様式あり）
 - ② 研修時間記録表及び研修実施確認書（様式あり）
 - ③ レポート：
A4にタイプすること。Aにあつては英語1,600語（日本語4,000字）以上のレポート、Bにあつては英語3,200語（日本語8,000字）以上のレポートの提出が必要である。剽窃チェックを行い、類似率を①単位認定申込書に記入すること。ここでいうレポートとは、実習・研修中に本人に配布された資料等ではなく、本人が実習・研修期間中に業務として調査執筆したもの、また実習・研修期間中に執筆したレポートがない場合は、実習・研修終了後に実習・研修で得られた知見について考察したレポートをいう。
 - ④ 現地指導者による評価書（様式自由、1ページ程度、実習・研修期間中に執筆したレポートがある場合。）
- (7) 教務学生委員会が、単位授与の形式的要件を満たすかどうか審査する。その後、主指導教員が、内容を審査して成績を決定する。

3. 博士前期課程の授業科目

各学期の最初に、博士前期課程の授業科目がリストされたシラバスを参照し、履修登録すること。博士後期課程の課程修了に係る単位として認められる可能性があるかどうかについては、主指導教員に問合わせること。

【博士後期課程の課程修了（短縮修了時）に係る単位として認められる博士前期課程科目】

全ての博士前期課程科目

上記の科目であっても国際開発研究科博士前期課程からの進学者が、博士前期課程において単位修

得した科目は再度履修しても課程修了の単位として数えない。ただし、研究科教授会の承認のうえ関連の特論に読み替えができるものとする。

附 則

この手続は、2018年10月1日から施行する。

附 則

この手続は、2019年12月1日から施行する。

附 則

この手続は、2022年3月2日から施行する。

22DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程における履修基準及び単位等の認定に関する内規

制	定	1995年 7月19日
改	正	2014年 3月25日
改	正	2017年12月20日
改	正	2018年 9月14日
改	正	2018年11月21日

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院国際開発研究科（以下「研究科」という。）の博士後期課程における履修基準及び単位等の認定については、名古屋大学大学院国際開発研究科規程（以下「研究科規程」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(履修基準)

第2条 博士後期課程においては、研究科規程別表第2のとおり、必修の「博士論文研究」6単位を含む6単位以上を修得し、研究指導を受けなければならない。

- 2 「博士論文研究」については、1年次には「博士論文研究Ⅰ」のみ履修できるものとし、2年次には「博士論文研究Ⅰ、Ⅱ」のみ履修できるものとし、3年次には「博士論文研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を履修できるものとする。
- 3 「博士論文研究」については、中間報告会の合格判定をもって単位を認定するものとする。この場合において、単位認定の基準については、国際開発協力専攻が定める基準に従うものとする。

(満期退学の認定)

第3条 博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた旨の認定を得て、満期退学しようとする者は、研究指導認定書を主指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- 2 前項の願い出があった場合、研究科長は、研究科教授会の議を経て、満期退学の認定を行う。

(短縮修了)

第4条 名古屋大学大学院通則第31条ただし書に定める在学期間をもって修了する者については、当該在学期間が1年である場合は、「博士論文研究Ⅱ及びⅢ」の単位習得を、また当該在学期間が2年である場合は、「博士論文研究Ⅲ」の単位習得を、それぞれ要しない。

附 則

この内規は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2019年4月1日から施行する。

22-01DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程における履修基準 及び単位等の認定に関する内規の運用について

制	定	1995年 9月13日
改	正	2015年 3月 5日
改	正	2017年10月18日
改	正	2017年12月20日
改	正	2018年11月21日
改	正	2022年 3月 2日
改	正	2022年 4月20日

第1条関係

博士後期課程における履修手続きは、前期課程に準じて行うものとする。

第2条関係 〈研究指導と博士論文の提出〉

博士後期課程に在籍する者は、研究指導を受けるものとする。

- 2 後期課程において研究指導を受けた者は、研究報告書を主指導教員及び副指導教員に提出しなければならない。研究報告書は、提出年月日、氏名、学生番号、博士論文（仮）題目、博士学位取得予定年度、これまでの研究経過、今後の研究計画、研究業績、学会発表等に関する事項を含むものとする。中間報告への提出書類を報告日の1週間前までに主副指導教員に提出する。中間報告後、Question and Answer Sheet of D1 (D2, D3) Presentationを作成し、主副指導教員から承認を得る。
- 3 「博士論文研究I」を履修する者は、次に掲げる資料を事前に指導教員3名に提出し、公開の場で博士論文中間報告を行う。
 - 一 研究報告書
 - 二 研究計画書
 - 三 博士論文全体の構成
- 4 「博士論文研究II」を履修する者は、次に掲げる資料を事前に指導教員3名に提出し、公開の場で博士論文中間報告を行う。
 - 一 研究報告書
 - 二 博士論文の主要な章（序章、文献レビュー章を除く）に相当する論文
- 5 「博士論文研究III」を履修する者は、次に掲げる資料を事前に提出し、これに基づき公開の場で博士論文中間報告を行い、3名の指導教員により博士論文の完成が可能であるとの判定（以下「論文完成可能の判定」という。概ね論文の80%。）を受けなければならない。この中間報告の期限は、3年の在学期間で学位を取得しようとする者については、4月入学者は10月末日、10月入学者は4月末日とする。また満期退学を希望する者については、満期退学月の1か月前までとする。
 - 一 研究報告書
 - 二 博士論文全体の構成と概要
 - 三 主要部分についての論文又は分析結果（データを含む）
 - 四 公刊された学術論文又は出版物
 - ① 査読付き論文であり、掲載ジャーナルの最上位の分類（研究論文、原著論文等々）であること。但し、投稿論文でなければならないかどうかについて、ジャーナル以外の査読付き論文であっても受理するかどうかについて、また掲載誌（書籍を含む。）が一定の水準を有するものであるかどうかについては、論文及び掲載誌の質を勘案して、主指導教員及び副指導教員が合議により判断する。この点に関し、予備審査委員会及び学位審査委員会が確認し、最終的には、研究科教授会が決定する。
 - ② 公刊又は採択決定の時期は在籍時とする。
 - ③ 単著論文であれば1編以上とする。但し、単著論文の無い場合、共著論文については2編以上、かつ第1著者の論文を最低1編含む。

④ 論文の執筆言語は日本語又は英語とする。

6 第4項及び第5項にいう公開の場での博士論文中間報告の日程は、事前に公告するものとする。

なお、留学、調査等研究上の理由で博士論文中間報告を延期しようとする者は、事前に主指導教員に申し出て、承認を受けるものとする。

7 博士論文中間報告を終えた者は、すみやかに質疑応答内容をまとめ、指導教員の承認を受けるものとする。

8 第5項にいう博士論文中間報告において博士論文完成可能の判定を受け、3年次終了時に学位を取得しようとする者は、4月入学者は12月の指定された日、10月入学者は6月の指定された日までに予備審査用博士論文を提出しなければならない。

第3条関係 〈満期退学〉

研究科教授会は主指導教員からの提案に基づき、以下の各号のいずれかに該当する者について「満期退学」を認定する。この場合、(1)に該当する4月入学者は3月末日、10月入学者は9月末日に、(2)に該当する者は随時、満期退学の認定を行う。

(1) 必要な単位を修得し、かつ第2条第5項における博士論文中間報告において博士論文完成可能の判定を受けた者。

(2) 3年次終了後、引き続き後期課程に在籍し、同課程進（入）学後6年（休学期間を除く。）を超えない期間において、上記の博士論文中間報告の要件を満たし博士論文完成可能の判定を受けた者。

2 満期退学の認定を受けた者は、後期課程進（入）学後6年（休学期間を除く。）を超えない期間は随時学位申請論文（課程博士）を提出することができる。

附 則

この運用は、2018年11月1日から施行する。ただし、国際コミュニケーション専攻に所属する学生については、なお従前の例による。

この運用は、2022年3月2日から施行する。ただし、国際コミュニケーション専攻に所属する学生については、なお従前の例による。

この運用は、2022年4月20日から施行する。ただし、国際コミュニケーション専攻に所属する学生については、なお従前の例による。

23DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程(国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム「アジアの持続可能な経済成長を牽引する民間セクター開発プログラム」)における履修基準及び単位等の認定に関する内規

制 定 2018年 7月18日

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院国際開発研究科(以下「研究科」という。)の博士後期課程「アジアの持続可能な経済成長を牽引する民間セクター開発プログラム」(以下「本プログラム」という)における履修基準及び単位等の認定については、名古屋大学大学院国際開発研究科規程(以下「研究科規程」という。)に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(対象学生)

第2条 本プログラムの入学試験に合格した留学生及びアジア開発銀行・日本奨学金プログラム(博士後期課程)の留学生は、本プログラムに所属するものとする。また、本プログラムを希望する留学生も本プログラム所属を認める。

(履修基準)

第3条 博士の学位を授与されるためには本プログラムを修了しなければならない。本プログラム修了認定には、研究科規程別表第2のとおり、必修の「博士論文研究」6単位を修得する他、以下の要件を満たさなければならない。

- 一 本プログラムの基礎科目群(必修科目)2単位の修得
- 二 本プログラムの基礎科目群(選択必修)2単位以上の修得
- 三 本プログラム応用科目(選択必修)3単位以上の修得

2. 前条にある「本プログラムを希望する留学生」のうち、やむを得ない事情により本プログラムの履修基準を満たすことのできない者は、通常の博士後期課程の修了要件によって学位を授与されるものとする。

(「アジアの持続可能な経済成長を牽引する民間セクター開発プログラム」科目群)

第4条 前条の定める要件を満たすため、以下に定める「アジアの持続可能な経済成長を牽引する民間セクター開発プログラム」科目群から履修しなければならない。

- 一 本プログラムの基礎科目(必修科目) 「日本の開発経験」(2単位)
- 二 本プログラムの基礎科目(選択必修) 「国際開発特論B(「海外ビジネス戦略論」)」(2単位)及び「国際開発特論B(グローバルビジネス事情)」(2単位)
- 三 本プログラムの応用科目(選択必修) 「問題発掘型海外実地研究A」(1単位)、「問題発掘型海外実地研究B」(2単位)、「国際実務研修A」(1単位)及び「国際実務研修B」(2単位)

2. 研究科博士前期課程を修了した後に本プログラム履修学生になった者で前項第一号及び第二号が指定する科目の単位を前期課程で修得したものについては、同一科目の履修を免除する。また、以下に掲げる前期課程科目の単位を修得した者については、修得単位数に応じて、前項第三号が指定する科目の履修を全部又は一部免除する。

国際開発海外実地研修実習(2単位)、国際開発国内実地研修実習(2単位)、外部海外実地研修A(1単位)、外部海外実地研修B(2単位)、外部国内実地研修A(1単位)、外部国内実地研修B(2単位)

(満期退学の認定)

第5条 博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた旨の認定を得て、満期退学しようとする者は、主指導教員を経て、研究指導認定書を研究科長に提出するものとする。

2. 前項の願い出があった場合、研究科長は、研究科教授会の議を経て、満期退学の認定を行う。

附 則

この内規は、2018年10月1日から施行する。

21-02DJ 博士論文の提出について

博士後期課程を修了する予定の者（以下「修了予定者」という）は、博士論文を、以下のように提出すること。具体的な日程、所定の様式及び詳細な情報は、国際開発研究科のウェブサイトから提供する。

1. 予備審査用博士論文等の提出

下記(1)～(6)を電子ファイルで文系教務課・国際開発研究科担当へ提出すること。

- (1) 博士論文：本論文の作成要領は国際開発研究科のウェブサイトを参照のこと。
- (2) 主論文の要旨（本学指定の様式で作成）和文4,000字又は英文1,600語程度
- (3) 履歴書（本学指定の様式で日本語により作成）
- (4) 業績一覧（本学指定の様式で作成）
- (5) 剽窃チェック確認書（本研究科指定の様式で作成）：主指導教員を通じて提出のこと。
- (6) 博士学位論文の研究公正に係る誓約書（本学指定の様式で作成）
- (7) 剽窃チェック結果

[提出方法]

ファイル共有サーバーに電子ファイルをまとめてアップロードの上、共有リンクを文系教務課・国際開発研究科担当にメールにより連絡することにより提出のこと。ファイルの容量が大きいため、メールの添付ファイルとしては、受領しない。

[提出期限]

9月修了予定者：6月中旬頃

3月修了予定者：12月中旬頃

※提出期限後に論文を提出すると修了時期が遅れる。

2. 予備審査に合格し、研究科教授会において博士論文の受理が認められた後

学位審査委員会に提出する博士論文が予備審査用博士論文と同一でない（一字でも変更がある）場合、速やかに、再度、下記(1)(2)を文系教務課・国際開発研究科担当へ提出すること。

- (1) 博士論文
- (2) 博士論文の剽窃チェック結果

3. 口述試験日

9月修了予定者：7月下旬から8月下旬頃

3月修了予定者：1月下旬から2月中旬頃

4. 口述試験後

誤字、綴りの誤りなどを修正して最終版とし、主指導教員に提出の上、最終承認を得た後に(1)～(5)を文系教務課・国際開発研究科担当へ提出すること。

- (1) 博士論文
- (2) 博士論文のインターネット公表確認書（本学指定の様式で作成）
- (3) 剽窃チェック結果
学位審査委員会に提出した博士論文に修正が加えられた（一字でも変更がある）場合のみ提出すること。
- (4) 主論文の要旨（本学指定の様式で作成）
- (5) 主論文の要約（本研究科指定の様式で作成）
博士論文全文をインターネットに公開しない、又は保留する場合のみ提出すること。
要約本文は主論文の要旨と同一でも可。

[提出方法]

予備審査用博士論文の提出方法に準じる。

[提出期限]

9月修了予定者：9月上旬頃

3月修了予定者：2月中旬頃

※提出期限後に論文を提出すると修了時期が遅れる。

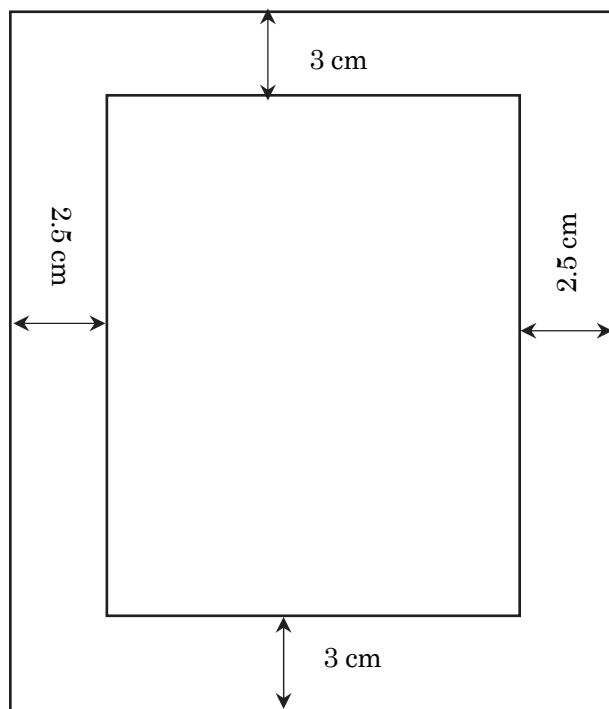
※短縮修了を希望する者は、その可能性について事前に相談する必要があるため、修了予定の1年前までに主指導教員及び文系教務課・国際開発研究科担当に相談すること。

博士論文作成要領

用紙サイズはA4とし、以下の要領で作成する。

1. 日本語は1ページ当たり約36行、1行当たり約40字（全角）
英語は1ページ当たり24～26行（Times New Roman, 12ポイント）
2. 原則として横書きとする。
3. マージンは、おおよそ図のようにとること。
4. PDFとする。
5. ページ番号を付すこと（下部、中央）。
6. 注は、各ページの下または章末に付けること。
7. タイトルの書式は以下のルールに従うこと。
 - ・主題については、英語の場合はキャピタライゼーションルールに則る。
 - ・副題の付し方については以下の通りとする。
英語論文の場合 「:」（半角のコロン）で区切る。
日本語論文の場合 「ー」（全角のダッシュ）で区切る。

図



表紙及び中表紙

博士論文
(国際開発学) または (学術)

論文タイトル
ーサブタイトルー*

氏名**

名古屋大学大学院
国際開発研究科

審査委員会
審査委員名 (委員長)
審査委員名
審査委員名

研究科教授会合格決定
20XX年X月X日

* Title in English
** Name in English

(日本語例)

博士論文

学位名を明記すること

- ① (国際開発学) DID, DICOS, DIDC の場合
- ② (学術) DICOM の場合

中国における開発と女性の地位
—香港の場合—*

国際タロウ**

名古屋大学大学院
国際開発研究科

審査委員会
国際 一郎 (委員長)
協力 花子
コミュ ことば

研究科教授会合格決定
20XX 年 X 月 X 日

日本語論文の場合、脚注に英語で、①論文の
タイトル、②氏名を記載すること

* Development and Women's Status in China: A Case Study of Hong Kong

** KOKUSAI Taro

21DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士学位審査内規

制 定 1995年 3月15日

改 正 2014年 3月25日

改 正 2017年10月18日

改 正 2018年11月21日

改 正 2022年11月30日

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院国際開発研究科(以下「研究科」という。)における博士の論文審査及び学位試験の実施については、名古屋大学学位規程(以下「学位規程」という。)に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(博士論文の提出資格と学位の区分)

第2条 博士論文を提出することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 研究科の後期課程へ進(入)学した後、3年以上在籍し、必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者。ただし、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在籍すれば足るものとする。

二 研究科の後期課程を修了した者と同等以上の学識を有する者。

三 その他、前二号の者と同等以上の学識を有すると認められた者。

2 前項第一号に該当する者が、後期課程満期退学後3年以内(ただし、後期課程進(入)学後6年(休学期間を除く。))を超えないものとする。)に、提出した博士論文が研究科教授会に受理され、その後1年以内に審査が終了し、取得する学位は課程博士とし、その他は論文博士とする。

(学位申請の手続)

第3条 博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に次に掲げる書類各3通に所定の学位審査手数料を添え、研究科長に提出するものとする。

一 学位申請論文

二 参考論文

三 論文要旨

四 業績一覧

五 履歴書

六 その他、研究科が必要とするもの(本学生便覧の「博士論文の提出について」を参照のこと。)

2 学位申請書は、随時提出することができる。

(予備審査)

第4条 研究科教授会は、博士の学位を申請しようとする者に対して予備審査委員会を設置する。予備審査委員会は、前条の規定に基づく博士論文の提出に際し予備審査を行い、予備審査報告書を研究科長に報告するものとする。

(学位審査委員会)

第5条 前条に規定する手続（ただし論文博士については、学位規程第6条に定める手続を含める。）を経て、研究科長が博士論文を受理したとき、研究科教授会は主指導教員の意見を参考に、3名以上の委員を選出し、学位審査委員会を構成する。

2 学位審査委員会は、主指導教員を含む3名以上の教授その他の者をもって構成する。ただし、学位審査委員の2名以上は、本研究科の教授でなければならない。

3 学位審査委員会は、次の各号のいずれかの要件を満たしていること。

一 主指導教員が、学位審査委員会の主査でないこと。

二 学位審査委員会に、本研究科に所属する教員以外の本学所属者または他の大学等に所属する者を含めること。

4 前項における本研究科に所属する教員とは、基幹講座教員、協力講座教員、本研究科に所属する国際化推進教員を意味するものとする。

(学位審査)

第6条 学位審査

学位審査委員会は、受理後1年以内に論文審査と学位試験を行い、その結果を研究科教授会に報告するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、研究科教授会の議を経て、審査期間を延長することができる。

(論文審査)

第7条 学位審査委員会は、他の提出書類を参考に、学位申請論文の審査を行う。審査の結果は可又は不可とし、審査委員の過半数によって判定する。

(学位試験)

第8条 学位審査委員会は、論文審査で可と判定された者に対し、筆記又は口頭による学位試験を行う。

2 学位試験は、論文の内容、これに関連する専門分野の学識、及び研究者として自立して研究活動を行い、又は高度に専門的な業務に従事する能力について行うものとする。

3 論文博士に対しては前項に加え、専門分野に関し、研究科の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有するか否かについて審査するものとする。

4 学位試験の結果は可又は不可とし、審査委員の過半数によって判定する。

(学位審査の報告と合否の決定)

第9条 主査は学位審査委員会の議を経て、次の各号の審査結果を、文書によって研究科教授会に報告する。

一 論文審査の要旨（2,000字以内）

二 学位試験の結果

2 研究科教授会は、前項の報告に基づいて審議し、学位審査の合否を決定する。

3 学位審査の議決は名古屋大学大学院国際開発研究科教授会及び拡大教授会内規第18条第2項に従い、研究科拡大教授会構成員の3分の2以上が出席する研究科拡大教授会で行い、無記名投票により出席者の3分の2以上の賛成を以て合格とする。

(再提出)

第10条 研究科教授会における課程博士学位審査の結果不合格となった者は、指導教員の指導を受けた後再度論文を提出し、本内規に基づく審査を受けることができる。

(博士論文の公開)

第11条 本学学位規程の定めるところにより、博士学位を授与される者は、博士論文の全文及びその内容の要旨を名古屋大学学術機関リポジトリを通じ、インターネットで公表する。ただし、やむを得ない事由があると研究科教授会が認めた場合は、この限りでない。

2 学位申請者は、学位審査終了後、前項の公表に必要な電子データ及び各書類を研究科へ提出するものとする（本学生便覧の「博士論文の提出について」を参照のこと。） この場合において、学術ジャーナルへの掲載、出版刊行等のため、インターネットでの公表に際し著作権に係る処理が必要になるときは、学位申請者が適切に処理しなければならない。

附 則

この内規は、2018年11月1日から施行する。すでに予備審査委員会が組織されている博士論文の場合は、従前の通りとする。

この内規は、2023年4月1日から施行する。すでに予備審査委員会が組織されている博士論文の場合は、従前の通りとする。

21-01DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士学位審査内規の運用に関する 申合せ

制 定 1995年 3月 15日

改 正 2014年 4月 1日

改 正 2017年 10月 18日

改 正 2018年 11月 21日

第2条関係（博士論文の提出資格） 第2項第1号の「必要な研究指導」の認定は、研究科教授会による単位等認定に基づき行われるものとする。

2 第2項第1号の「優れた研究業績」とは、既に論文、著書等の形で公表された研究成果が、博士論文の中心的部分として、ふさわしい内容を備えていると認定された場合を意味するものとする。

3 研究科後期課程3年目に在籍する者が、必要な研究指導を受け、その年度に博士論文を提出する場合は、第2項第1号の規定が適用される。

4 第2項第2号の「同等以上の学識を有する者」とは、以下の各号のいずれかに相当する者とする。

一 研究科博士後期課程に相当する他大学の研究科博士後期課程を修了した者

二 国際開発に関連する分野で修士又はそれに相当する学位を取得し、その後の研究歴及び研究業績により、同等以上の学識を有すると認められた者

三 大学卒業後7年以上の研究歴を有し、その間の研究業績により、同等以上の学識を有すると認められた者

5 前項の定める研究歴の認定においては、博士論文作成まで継続して主題に関連する研究に従事し、その間論文等の執筆、学会等での研究発表等、研究活動が行われていることを判定の基準とし、必要あるときは研究指導者の証明を求めるものとする。

第3条関係（学位申請の手続等） 課程博士学位申請書の提出に当たっては、主指導教員の承認を要件とする。主指導教員を欠いている場合は、第2項を準用する。

2 論文博士学位申請書の提出に当たっては、学位申請者は国際開発研究科の専任教授又は准教授の中から主査となるべき教員を選任し、当該教員の事前の同意を得ておくこと。

3 第2条第1項第1号に該当し、課程博士学位を取得しようとする者の学位審査手数料は無料とする。

第4条関係（予備審査の手続） 予備審査は主指導教員又は主査となるべき教員の申し出に基づき、以下の各号の手順で行うものとする。

一 主指導教員は、論文の目的及び要旨を添え、研究科教授会に対して学位審査を申請したい旨の申し出を行う。論文博士学位申請の場合、主査となるべき教員は、博士学位審査内規第3条に掲げる書類を添え、研究科教授会に対し学位審査を申請したい旨の申し出を行う。

二 研究科教授会は主指導教員又は主査となるべき教員を含め3名以上の予備審査委員を選出する。ただし、必要あるときは、本学他研究科の関係教授又は准教授を含めることができる。

三 予備審査委員会の報告に基づき、学位審査の申請が相当と認められた場合は、研究科教授会は、正規の論文審査手続を開始する。

2 課程博士については、博士後期課程在籍時の主副指導教員(3名)が予備審査委員を兼ねることができる。予備審査委員3名に欠員が生じた場合は、前項2号により補充を行う。

第5条関係（学位申請受理日） 研究科長による学位申請受理日は、研究科教授会によって申請が承認された日とする。

第8条関係（論文博士の学力試験） 第3項の「同等以上の学識」の審査においては、申請者の提出した参考論文を参照し、専門学術知識及び語学力（英語等）に関し、研究科の博士後期課程を修了した者と同程度以上の学識を有するか否かについて、口頭又は筆記による試験を行うものとする。試験の結果は可又は不可とし、審査委員の過半数によって決定する。

2 次の各号のいずれかに該当する者については、第3項の学力審査の一部又は全部を省略することができる。

- 一 研究科教授会構成員
- 二 研究科又は他大学の研究科の後期課程を修了、又は中途退学した者
- 三 修士学位取得者

附 則

この申合せ及び確認事項は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この申合せ及び確認事項は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この申合せ及び確認事項は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この申合せ及び確認事項は、2018年11月1日から施行する。すでに予備審査委員会が組織されている博士論文の場合は、従前の通りとする。

22-04DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程における短縮修了の要件について

博士後期課程の短縮修了の要件は以下のとおり。

1. 研究科教授会での議を経て、以下のいずれかの要件を満たしていること。
 - (1) 博士後期課程在籍中に、博士学位論文に関する単著の書籍を公刊していること。
 - (2) 博士後期課程在籍中に、博士学位論文に関する査読付き学术论文を3編以上公刊していること。「査読付き学术论文を3編以上」とは、以下の場合を含む。
 - ① 3編とも単著論文である場合。
 - ② 2編が単著論文であり、1編が共著論文（第1著者であるかを問わない。）である場合。
 - ③ 1編が単著論文であり、2編が共著論文である場合で、共著論文のうち1編が第1著者の学术论文である場合。
2. 1の(1)及び(2)のいずれの要件においても「公刊していること」とは、書籍又は学术论文の採用証明を提出する場合を含む。

附 則

この要件は、2018年10月1日から施行する。

21-03DJ 剽窃及び罰則

教務学生委員会

剽窃防止講習会への参加の義務

国際開発研究科の学生は、在籍中少なくとも一回は、剽窃防止講習会に参加しなくてはならない。

剽窃：剽窃とは何か、そしてどのようにすれば避けられるか？

剽窃とは、他の人の言葉や考えを、あたかも自分のもののように使うことである。剽窃は、意図的に行われる場合も、意図せず行われる場合もあるが、どちらの場合も問題である。意図して剽窃を行うと、退学や停学を含む大変厳しい処罰の対象となる（罰則については、40-11PJ 「学生の懲戒及び教育的措置について」の特に第5条を参照すること）。意図しない剽窃は、通常、それほど厳しく罰せられないが、それを行った者の評判とキャリアを傷つける可能性がある。

名古屋大学では、剽窃を以下のように定義している。

- －ウェブ上の文章や画像を無断でコピー&ペーストして自分の学習成果として提出する。
- －他者の学習・研究成果（レポート、論文などを含む）を盗用・丸写しする。
- －実験結果をごまかす、すりかえる。

（出典：名古屋大学高等教育研究センター（2008）『名古屋大学新入生のためのスタディティップス』

<http://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/stips/html/ga01/ri01/sonkei.htm>）

意図して行われた剽窃は、非倫理的な行為である。他者の言葉を盗用することや、自分が以前に書いたものをあたかも新しく書いたもののように再利用するなど様々である。意図しない剽窃は、通常、研究上の不注意や論文執筆過程での不注意、他人の研究成果を使用する際のルールに関する根本的な理解不足に起因する。

国際開発研究科では、学生は、学位請求論文の提出や学術雑誌などへの論文投稿の際に、英語であっても日本語であっても Turnitin による剽窃チェックを受けなくてはならない。学術雑誌に投稿する際には、指導教員とよく相談すること。また、授業での提出課題においても、剽窃をしてはならない。

21-04DJ 満期退学者の剽窃チェックについて

制定	2016年3月7日	教務学生委員会
改正	2017年10月18日	教務学生委員会
改正	2019年2月13日	執行部会議
改正	2022年2月16日	執行部会議

1. 満期退学者（離籍者）は、Turnitinを利用することができない。ただし、博士論文提出の際は、元指導教員（または専攻長）の指示に従い、剽窃チェックを行うものとする。

40-05PJ 事務手続きについて

1. 各種願・届の提出について

次の事由が生じた場合は、願・届をその都度提出しなければならない。

なお、願・届の用紙は、文系教務課・国際開発研究科担当（GSID 教務）の以下のウェブサイトから入手すること。指導教員の確認が必要なものは指導教員を通じてメールで提出すること。詳細は以下のウェブサイトを参照のこと。

<https://www4.gsid.nagoya-u.ac.jp/internal/education/procedure>
(名古屋大学 ID とパスワードが必要です)



GSID 教務

- | | | |
|--------------------|---|--|
| (1) 休学するとき | 休学願 | } 2 か月前までに願い出の書類を提出すること。但し、授業料納付とも関係するので、秋学期中（10月～3月）に休学などが生じる場合は8月上旬までに、春学期中（4月～9月）に異動が生じる場合は2月上旬までに出来るかぎり申し出ること。 |
| (2) 復学するとき | 復学願 | |
| (3) 退学するとき | 退学願 | |
| (4) 住所を変更したとき | | |
| (5) 本籍地、氏名を変更したとき | | |
| (6) 保証人を変更したとき | 保証書 | |
| (7) 学生証を紛失したとき | 学生証再交付願を学生支援窓口で交付する。
(事前に警察に届け出ること。) | |
| (8) 海外旅行、一時帰国をするとき | 海外渡航届※ | |
| (9) 留学するとき | 留学願※ | |

なお、病気により休学、復学、退学を願い出る場合は医師の診断書、その他の場合は事由書の添付を必要とする。

※(8)(9)海外へ渡航する際は、災害等発生時等の大学側から緊急に連絡を要することがあるので、私事渡航・出張等の渡航理由の如何にかかわらず、必ず海外渡航届を以下のウェブサイトに入力のうえ、指導教員を通じて提出してから出かけること。

<https://tokou.iee.nagoya-u.ac.jp/tokou/>

2. 各種証明書の発行について

次の証明書が必要な場合は、日本語は3日前、英語は5日前（土曜・日曜・祝日を除く）までに申請すること。

以下の(1)から(5)の証明書は、証明書自動発行機（文系教務課ロビー）により入手すること。パスワードは、名古屋大学IDのパスワードです。

自動発行機で入手できない証明書を必要とする場合、または大学に来ることができない場合は、以下のウェブサイトから申し込むこと。

<https://mado.adm.nagoya-u.ac.jp/>
(ログインのために名古屋大学IDとパスワードが必要です)



NU-mado.

証明書の発行について、詳しくは以下のウェブサイトを参照のこと。

「証明書発行について」→「在学生の方」 <https://mado.adm.nagoya-u.ac.jp/syomei>

- (1) 在学証明書（自動発行機、但し休学中は発行不可）
- (2) 修了見込証明書（M2のみ日本語により自動発行機で発行可、但し休学中は発行不可）
- (3) 成績証明書（2020年度以降の入学者から自動発行機で発行可）
- (4) 健康診断証明書（自動発行機 但し、当該年度に診断を受けた者に限る）
- (5) 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）※
上記以外の証明書については、文系教務課・学生支援担当窓口にご相談すること。

※学割証について

学割証は、学生が帰省、実習・見学、就職等の目的で旅行する際の便宜をはかるためのものである。

学割証の交付は、証明書自動発行機により入手すること。有効期限に注意すること。証明書自動発行機は、メンテナンス等のため停止する場合がありますので注意すること。

また、学割証を不正に使用した学生にはそれ以後の交付が停止されるほかに、運賃の3倍の追徴金を支払わなければならない。

3. 学生証の交付について

学生証は、名古屋大学学生の身分を示すものであるだけでなく、GSIDや名古屋大学の施設を利用（例えば、情報処理室や時間外GSID棟への入館）する際に必要となるので常に携帯すること。学生証を汚損・紛失した場合は、学生証再交付願により、ビズリーチ・キャンパス名大文系教務課・学生支援担当窓口において再交付を受けること。なお、留年等により有効期限が経過した場合も、新たに文系教務課・学生支援担当窓口において交付を受けること。

4. 院生室について

<博士前期学生向け院生室>

博士前期課程学生は院生室大部屋（208, 305及び310号室）を自習の場として使用することができる。席の配置や利用については「院生会」(inseikai@gsid.nagoya-u.ac.jp)へ問い合わせること。なお、座席は毎年3月末に入れ替えを行う。

<博士後期課程向け院生室>

博士前期学生向けは、院生室小部屋（203, 206, 207, 303, 304, 307, 309, 408, 707）を自習の場として使用することができる。席の配置や利用許可については、文系教務課・国際開発研究科担当で行う。詳しくは、「国際開発研究科博士後期課程院生室小部屋内規」（41PJ）を参照のこと。

5. メールボックス（305号室）について

文系教務課からの配布物は、3階（305号室）の個人用メールボックスに配布します。定期的を確認すること。

6. 掲示板について

授業の休講、補講、教室変更、その他の重要な通知は、国際開発研究科棟1階の掲示板に掲示するほか、GSID教務のウェブサイト（前頁）やメールにより周知する。

7. 大学のメールアカウントについて

大学からののお知らせは、個人アドレスには送らないため、定期的に大学からのメールをチェックすること。また、メールボックスが許容量を超過しないよう、不要なメールを削除するなどして常に余裕を持たせておくこと。

8. 定期健康診断について

健康管理については、定期健康診断を毎年4月に行っているため必ず全員受診すること。健康診断の日程、時間、場所、必要なものなど詳細については、4月初旬にNU-Madoに掲示する。なお、受検しない場合、就職、奨学金、入試などの際に大学からの健康診断証明書を発行できない等の支障が生じるので特に注意すること。

9. 東山地区構内自動車等入構・駐車規制について

名古屋大学では構内の交通の安全及び教育研究の環境を守るために一定の基準を設け、自動車及び二輪車の入構・駐車規制を実施している。

自動車の入構・駐車許可証の種類などについては下の表のとおりである。

「定期入構・駐車許可証」を希望する場合は、期日までに管理部施設課交通担当事務室（事務局3号館）窓口にて申請をすること。

「臨時入構・駐車許可証」を希望する場合は、希望日の10日前まで（初回は予め相談すること）に文系教務課・学生支援担当窓口申請すること。

種 類	申 請 資 格	期 間	駐車整理料 (交付手数料 含む)
定期入構・駐車許可証	博士後期課程学生で総長が別に定める区域外(交通機関等による通学の所要時間が50分以上)に居住している者	最長1年	1,400円×月数 +1,000円
臨時入構・駐車許可証	教育研究その他の都合により臨時に自動車を構内に乗り入れる必要がある者で部局長が適当と認めた者	入出構 1回	300円
二輪車入構・駐輪許可証	総長が別に定める区域外(交通機関等による通学の所要時間が35分以上)に居住している者	1年	不 要

また、東山地区構内に乗り入れする自転車について登録制によりステッカーを交付し、入構整理を実施している。自転車を利用する場合は必ず文系教務課・学生支援担当窓口にて「自転車登録証」の交付を受けること。ステッカーを貼っていないと、学外者の無断駐輪とみなされ回収される。

10. 授業料の納付について

授業料の納入は、入学時に登録した銀行口座から銀行引落により行われる。引落日の前日までに入金しておくこと。

納期	春学期分	4月（4月入学時は5月）
	秋学期分	10月（10月入学時は11月）

ただし、経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められるときは、申請により授業料の全額又は半額を免除されることがある。

なお、授業料の免除申請を行った場合は、その結果が確定するまでは授業料を納付しないこと。

11. 奨学金について

奨学金には日本学生支援機構奨学金と、地方公共団体や民間奨学団体の奨学金がある。それらは、いずれも人物、学業成績ともに優秀であって学資の支弁が困難と認められる学生に貸与又は給与されるものである。

(1) 日本学生支援機構（日本人学生及び日本国内での活動に制限のないビザを持つ者(留学生は不可)）

① 奨学生の募集

奨学金の貸与を希望する者は、文系教務課から交付される所定の書類を提出後、各自でインターネット（スカラネット）により申込を行い、推薦を受けなければならない。

なお、願書等の提出期日については、その都度掲示（文系教務課前ホワイトボード）及びNU-mado等により周知する。（4月初旬）

② 奨学金の受領

奨学金は、奨学生の指定した銀行口座に毎月振り込まれるので、指定振込日以降に随時受領することができる。

③ 奨学金受領資格の確認

年1回（12月中旬～1月頃）適格認定を行う。これを怠ると、奨学金が廃止となるので注意すること。詳細は、NU-Mado等により周知する。

(2) 地方公共団体及び民間奨学団体

応募資格その他については、募集の都度掲示（文系教務課前ホワイトボード）により周知する。

12. 授業料の免除について

経済的理由などにより授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合は、本人の申請に基づき選考の上、予算の範囲内で授業料の免除（全額免除又は半額免除）が許可されることがある。

申請資格及び申請に関する手続き時期等の詳細については、NU-mado. ウェブサイト (p. 57) に掲載し周知する。

なお、11. 奨学金と 12. 授業料免除については、名古屋大学ウェブサイトにも掲載している。

<http://www.nagoya-u.ac.jp/academics/scholarship/exemption/>

(トップページ → 教育／キャンパスライフ → 各種免除制度・奨学支援 → 入学後に受けられる各種免除・奨学支援 → 高等教育の修学支援新制度，入学料免除(及び徴収猶予)，授業料免除)

13. 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険について

学生教育研究災害傷害保険は学生の実験・実習などの正課授業，学校行事，課外活動，学校施設内での休憩中などにおける不慮の事故等による学生の傷害に対する補償制度である。

学研災付帯賠償責任保険は，正課授業，学校行事，課外活動及びその往復で，他人にケガをさせたり，他人の財物を損壊したことにより，法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対する補償制度である。

加入受付は，新入学生については入学手続の際に案内するが，最短修業年限を超えた場合は，できるだけ年次当初に加入するよう要望する。

また，インターンシップ，教育実習等を行う学生は，必ず両方の保険に加入すること。

なお，事故にあったときは，速やかに届け出ること。届け出が遅れると，保険金が支払われない場合がある。

14. 成績評価に関する問い合わせについて

成績評価に関して，疑義が生じた場合は，授業担当教員へ問い合わせることができる。成績が発表された日から指定の期日以内に，文系教務課・国際開発研究科担当へ「成績評価照会票」を提出すること。

なお，成績評価が記載されていない科目についても，直接上記担当窓口まで問い合わせること。

成績評価照会票

_____年 月 日

■学生記入欄（本人以外からの照会は受け付けられません）

専攻・学年	専攻 年	氏名 (署名)	
学生番号		連絡先 (携帯電話等)	

照会内容等

授業科目名		曜日・時限	
成績評価	S・A+・A・B・C・C-・ D・F・欠席	担当教員名	

照会内容等（詳細な照会理由、根拠等を具体的に記入してください。）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

注意事項

- ・成績評価の発表後、指定の期日以内に、文系教務課へ提出してください。
- ・本票は、成績評価の訂正を願い出るものではありません。
- ・照会するには、シラバスの成績評価の方法等を十分に確認してから行ってください。

■事務担当者記入欄

受付日	受		回答日	集計欄
/ /	付 印		/ /	

■担当教員回答欄（本欄記入のうえ、関係事務室へご提出ください。）

.....

.....

.....

.....

回答者氏名： _____

教務学生委員確認 _____ 学生確認 _____

40-02PJ 英語論文執筆支援について-論文執筆支援を受けるために-

教務学生委員会

改正 2017年10月18日

改正 2019年7月10日

国際開発研究科では、英語論文執筆補助担当助教（以下「助教」という）による英語論文の執筆支援を行っている。教務学生委員会では、英語論文執筆支援を円滑にかつ公平に行うために、以下のルールを設けている。

1. 原稿を助教に提出する前に、指導教員の許可を得なければならない。指導教員は、原稿が修士・博士論文審査にふさわしい内容であると判断した場合に、英語チェックへの提出を許可する。
2. 原則として、英語チェックのために英文原稿を提出できるのは、英語を母語としない者とする。
3. 修士論文、博士論文、『国際開発研究フォーラム』への掲載原稿が、英文校閲の対象となる。他の学術雑誌への投稿論文は、助教の許可を得るものとする。授業課題等は、英語チェックの対象とはならない。
4. 助教は文法（例えば、冠詞や前置詞の使い方）と表現を主に修正する。また、引用の仕方や参照文献の表記についても助言を行う。表やグラフ、専門用語については、修正は行わない。
5. 助教に原稿を提出する前に、Grammarlyで文法チェックを行うこと。全てのcritical issues（赤線）を修正し、critical issuesが残っていないようにすること。Advanced issues（黄線）について修正しても良いが、必ず修正しなくても構わない。なお、Grammarlyは問題でない点まで修正を要求することがあるため、そのような場合にはignore又はdismissをクリックすること。Grammarlyの利用について疑問がある場合は、助教に問い合わせること。
6. 原稿の英語チェックを受けようとする者は、時間に余裕をもって原稿を提出すること。9月から1月の繁忙期には、1-2週間かそれ以上かかることを考慮すること。数多くの学生が同時期に英文校閲を必要とする場合には、校閲を行うページ数を制限することがある。詳細は、助教に直接問い合わせること。
7. 助教の主な職務に研究がある。従って、論文執筆支援の過多により、助教の研究業務に支障をきたすことがあってはならない。論文執筆についてより多くの支援を必要とする者は、英語を母語とする大学院生等に謝金を支払い、個人的に依頼すること。
8. 英語論文執筆の支援を助教に依頼する場合には、前もって予約をとること。

40-03PJ インターンシップについて

1. インターンシップ実施計画・報告書

インターンシップを行う際には、事前に計画書（所定用紙）を記入のうえ文系教務課・国際開発研究科担当に提出し、インターンシップ終了後に署名して再提出してください。「外部海外実地研修 A・B」, 「国際実務研修 A・B」などの科目として単位認定申請するか否かに関わらず、必ず提出すること。

2. 単位認定

インターンシップ単位認定における科目名称及び単位数は、インターンシップの期間及び内容によって変わります。博士前期課程学生は「外部実地研修の単位認定申請について」(11-06MJ), 博士後期課程学生は「博士後期課程授業科目の履修手続きについて」(22-02DJ)を参照すること。

3. 協定機関でのインターンシップ

国際開発研究科は、ユネスコ・バンコク事務所及び国際移住機関とインターンシップ協定を締結しており、各機関の毎年度の状況に応じて研究科内で募集を行います。参加が決定した場合には、出発前に、インターンシップ誓約書及び海外在留現況票を旅行保険証の写しとともに文系教務課・国際開発研究科担当に提出してください。コピーを2通作成し、1通は指導教員に提出し、他の1通は本人が保管すること。

40-06PJ 研究指導

博士前期課程 1 年生は、入学時にまず生活指導教員を割り当てられます。生活指導教員は、学生が研究関心を定めて、プログラムの計画を立てたり受講科目を選択したりする際に、研究面のアドバイスを行ないます。学生は生活指導教員と定期的に面談を行なうようにしてください。生活指導教員は、学生が修士論文を執筆する専門分野を特定するまでこの役割を果たします。博士前期課程 1 年次の 6 月に、学生は修士論文の執筆指導を受ける研究指導教員を選択します。原則的に、文部科学省の奨学金を受けている留学生は指導教員を変更することはできません。

40-07PJ 研究指導・授業に関する相談制度

大学院では、指導教員の研究指導が教育の重要な部分をしめます。博士前期課程学生で、研究指導において指導教員とのトラブルが生じた場合に、指導教員との間で問題を解決しにくい場合は、学位プログラム代表者等に相談してください。また、授業において、担当教員に言いにくい問題が生じたときも、同様です。なお、学位プログラム代表者等が指導教員であったり授業の担当者であったりして相談しにくい場合は、研究科長又は副研究科長に相談してください。博士前期課程 1 年次前期においてまだ学位プログラムが決定していない段階で、生活指導教員との間に問題が生じた場合も、研究科長又は副研究科長に相談してください。博士後期課程学生については、研究科長又は副研究科長に相談してください。

この他、全学の組織として学生相談センターもあります。

各教育プログラム等の代表者は以下のとおりです。

「経済開発政策・マネジメント」プログラム	梅 村 哲 夫	教授	(内線4962)
「教育と人材開発」プログラム	山 田 肖 子	教授	(内線4968)
「包摂的な社会と国家」プログラム	東 村 岳 史	教授	(内線4978)
「平和とガバナンス」プログラム	石 川 知 子	教授	(内線4974)
「貧困と社会政策」プログラム	伊 東 早 苗	教授	(内線4977)
グローバルリーダー・キャリアコース	染 矢 将 和	准教授	(内線4969)
「グローバル企業人材育成」特別課程	岡 田 亜 弥	教授	(内線4960)

研究科長及び副研究科長は以下のとおりです。

研究科長	岡 田 亜 弥	教授	(内線 4960)
副研究科長	島 田 弦	教授	(内線 4961)
副研究科長	石 川 知 子	教授	(内線 4974)

40-08PJ ハラスメント相談制度

名古屋大学では、大学におけるハラスメント防止対策ガイドラインを制定しています。ハラスメントに関する相談は、全学のハラスメント相談センターで受け付けています。

〒464-8601 名古屋市千種区不老町
名古屋大学ハラスメント相談センター
TEL: 052-789-5806 月～金（祝日を除く）9：00～17：00
FAX: 052-789-5968
e-mail: h-help@adm.nagoya-u.ac.jp
URL: <http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp>

なお、本研究科においても、2名の教員がハラスメント相談窓口となっています。
ただし、本研究科相談窓口は、あくまでも、必要な情報の提供ならびに必要なに応じて上記の全学相談センターへの取次ぎ業務にとどまり、実際の相談を受け付ける場ではありませんので、注意してください。

40-09PJ メンタルヘルスに関する相談制度

総合保健体育科学センターと学生相談総合センター（メンタルヘルス部門）の精神科医師が、個別的な相談、カウンセリング、また、必要に応じて適切な病院の紹介などに当たっています。

相談は予約制です。保健管理室（1階）に来所するか、電話又はメールで申し込んでください。

TEL : 052-788-6276

URL : <http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp>

40-10PJ 国際開発研究科施設利用案内

利用可能時間及び注意事項

	平日（月～金）	土・日・祝日・夏期休暇・年末年始
入 退 館	7：30～22：00 ただし、7:30～8:00、20:00～22:00 の時間帯は入館カード（学生証等）が必要。	8：00～20：00 ただし、入館カード（学生証等）が必要。
院 生 研 究 室 ラ ウ ン ジ 印 刷 室	7：30～22：00	8：00～20：00
情報処理室 [情報メディア教育システム 国際開発研究科サテライトラボ] 7階 712室	7：30～22：00 *保守点検時及び12月28日～1月4日は閉室。 *入室には入館カード（学生証等）が必要。自習での利用は授業使用時以外の時間帯に限る。	利用不可
国際開発図書室 (4階 409室)	9：30～19：00 *授業の無い期間は9月を除き概ね17：00まで。 *12月28日～1月4日は閉室。期間については変更することがある。 〈貸出について〉 *貸出には学生証又は中央図書館利用証が必要です。大学院生・研究生が借りられる最大貸出冊数・最大貸出期間は以下のとおりです。 ・一般図書：30冊 3か月まで（貸出期間中に他の利用者の希望があれば、一時返却を求めることがあります。） ・指定図書、雑誌、参考図書：コピーのための一時貸出とオーバーナイト貸出のみ ・語学資料の貸出：2冊 1か月 ・推薦図書、博士論文、視聴覚資料の貸出：各2冊 1週間	利用不可

※各施設についても臨時的に利用を休止することがあります。利用休止の場合には、事前に掲示等により周知します。この建物は、夜間及び土・日・祝日は無人です。空調機・照明・コンピューター等は利用者の責任において管理してください。

留学生相談室(1階)の利用について

GSID 留学生相談室にはアドバイザーがおり、GSID に在籍している留学生やGSID への入学に関心を持つ方々への情報提供をはじめ、様々な相談に対応しています。予約制ではありませんが、不在にしていることもありますので、来室前に電話やE-mail等で予約することをお勧めします。また時間的余裕をもってご相談くださいますよう、お願いします。皆さんの留学生活が爽り多きものとなりますよう、留学生相談室をお役立てください。

アドバイザー	部屋番号	内線	担 当
カンピラパーブ スネート KAMPEERAPARB, Sunate sunate@gsid.nagoya-u.ac.jp	110室	5079	GSID に在籍する学生からの様々な相談に対応します。(例えば、在留手続き・生活に関する事、チューターや奨学金のこと等)

なお、GSID への入学に関心を持つ学外の方々からの相談（例えば、私費外国人研究生への入学希望者等）は iss@gsid.nagoya-u.ac.jp にお問い合わせください。

41PJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程院生室小部屋内規

制 定 2013年 3月 6日

改 正 2017年 10月 18日

改 正 2018年 9月 14日

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程院生室小部屋(以下「院生室」という。)の運営その他に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(目的)

第2条 院生室は、名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程学生(以下「院生」という。)に良好な研究の場を提供することを目的とする。

(管理運営)

第3条 院生室の管理運営は、文系教務課・国際開発研究科担当が行う。

(使用できる者)

第4条 院生室を使用できる者は、原則として名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程に在籍するものとする。

2 院生のうち、以下のいずれかに該当する者は使用許可を得ることができない。

- 一 使用年度において長期にわたる休学を許可された者。
- 二 使用年度において長期にわたり留学する者。

3 前項における長期とは、原則として3か月以上とする。

(使用申請書)

第5条 院生室の使用を希望する者は、所定の期日までに使用申請書に必要事項を記入の上、文系教務課・国際開発研究科担当へ提出するものとする。

(使用許可)

第6条 研究科長は、別に定める規則に基づき部屋を割当ての上、使用を許可する。

(使用許可期間)

第7条 使用許可は、原則として、当該年度限り有効とする。

2 使用開始日及び退去日については、別途文系教務課・国際開発研究科担当より通知する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、院生室の施設、設備及び備品を保全し、並びに快適な環境を保持するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 院生室を研究以外の目的に使用しないこと。
- 二 使用を許可された院生室のみ使用すること。
- 三 施設、設備及び備品の使用に際しては、善良なる管理者としての注意をもって使用すること。
- 四 院生室へ研究に不要な私物を持ち込まないこと。
- 五 院生室の防火管理、保健衛生管理、災害防止、その他管理運営のために研究科が行う指示に従うこと。

(損害賠償)

第9条 使用者が、故意又は重大な過失により、施設・設備及び備品を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(退去)

第10条 使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、院生室から全ての私物を適切な方法で撤去し、退去しなければならない。

- 一 使用許可期間が満了したとき。
- 二 院生が、院生の身分を失ったとき。
- 三 長期にわたる休学又は留学により使用しないとき。

2 研究科長は、次の各号のいずれかに該当する者の院生室使用許可を取り消し、院生室から退去させることができる。

- 一 院生室の共同使用につき問題があると認められた者。
- 二 使用の実態がないことが認められた者。
- 三 その他院生室の管理運営に著しい支障を来す行為があると認められた者。

3 前2項の規定にかかる退去に伴い退去者に生ずる損失については、研究科はその責を負わない。

4 退去後、放置された私物がある場合、研究科は当該座席の使用者に撤去を命ずることができる。

附 則

この内規は、補佐会議の決定により、2013年3月1日より本施行までの間、暫定的に施行する。

附 則

この内規は、2013年3月6日より施行する。

附 則

この内規は、2018年10月1日より施行する。

42PJ 名古屋大学大学院国際開発研究科情報処理室利用内規

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院国際開発研究科情報処理室（以下「情報処理室」という。）の利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(利用の目的)

第2条 情報処理室は、名古屋大学学術憲章（以下「学術憲章」という。）が定める基本目標に沿って名古屋大学大学院国際開発研究科（以下「研究科」という。）が行う活動のために利用するものとする。

(利用者)

第3条 情報処理室を利用することができる者は、職員、学生等研究科の構成員とするほか、研究科が適当と認めた者とする。

(利用申し込み)

第4条 情報処理室を使用する場合は、研究科情報委員会（以下「情報委員会」という。）の許可を得なければならない。

(個人利用)

第5条 利用資格を持つ者は、情報処理室が授業に使用されている時間を除く第6条に定める時間の範囲内において当該施設を自由に使用することができる。

(利用時間)

第6条 情報処理室の利用は、原則として平日午前8時から午後10時までとする。

(利用者の注意義務)

第7条 利用を許可された者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 利用時間を遵守すること。
- 二 学術憲章が定める基本目標に沿わない目的で使用しないこと。
- 三 室内に飲食物を持ち込まないこと。
- 四 室内での喫煙の禁止を遵守すること。
- 五 土足で室内に立ち入らないこと。
- 六 あらかじめインストールされているソフトウェアの再インストールを含め、如何なるソフトウェアも情報委員会の許可なくインストールしないこと。
- 七 自分のユーザーIDを他人に使用させたり、他人のIDを使用したりしないこと。
- 八 情報処理室の設備備品等を常に良好な状態で使用しなければならない。万一損傷し、若しくは滅失し損害をあたえたときは、相当以上の物品をもって弁償せねばならない。
- 九 他の使用者の使用を妨げるような行為を行わないこと。
- 十 その他管理上必要な指示に従うこと。

(利用許可の取消し)

第8条 情報委員会は、利用者が利用内規に違反した場合には、利用許可を取消すこと、又は使用を中止させることができる。

附 則 この改正は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2008年1月23日から施行する。

附 則

この改正は、2018年4月1日から施行する。

40-11PJ 学生の懲戒及び教育的措置について

名古屋大学は、「名古屋大学学生の懲戒等に関する規程」にて懲戒及び教育的措置について以下のように定めています。

名古屋大学学生の懲戒等に関する規程(2006年2月27日規程第75号)

改正 2015年3月3日規程第63号

(趣旨)

第1条 名古屋大学(以下「本学」という。)に在学する学生の懲戒及び教育的措置については、名古屋大学通則(2004年度通則第1号)及び名古屋大学大学院通則(2004年度通則第2号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(懲戒等の対象となる行為)

第2条 懲戒又は教育的措置(以下「懲戒等」という。)の対象となる行為は、次のとおりとする。

- 一 本学の教育研究活動を妨害する行為
- 二 ハラスメントに該当する行為
- 三 不正アクセス等情報倫理に反する行為
- 四 守秘義務違反等専門職倫理に反する行為
- 五 その他大学の名誉・信用を著しく失墜させる行為

(懲戒の種類・効果)

第3条 懲戒の種類及び効果は、次のとおりとする。

- 一 退学 学生としての身分を喪失させること。
 - 二 停学 6月未満の期間を定めて、又は期間を定めずに、登校を禁ずること。
 - 三 訓告 学生に対して文書により注意を与え、将来を戒めること。
- 2 前項第2号の場合において、停学期間は、在学年限に含め、修業年限には含めないものとする。
- 3 学生は、停学又は訓告の処分が行われた場合は、反省文を総長に提出しなければならない。

(教育的措置の種類・効果)

第4条 教育的措置は、学生の本分についての反省を促す措置であり、第9条に規定する懲戒委員会及び学生の所属する部局の教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の議を経て、当該部局の長が行う。

2 教育的措置の種類及び効果は、次のとおりである。

- 一 厳重注意 口頭により注意を与え、反省を強く求めること。
 - 二 注意 口頭により注意を促すこと。
- 3 部局の長は、教育的措置を行う場合、当該学生に反省文の提出を求めることができる。

(定期試験等における不正行為)

第5条 定期試験等における不正行為については、懲戒等に加えて、当該学生が当該学期において修得した全授業科目の単位を原則として不認定とする。

(以下略)

40-12PJ 名古屋大学における自然災害の予防等に関する対応指針

(平成22年8月9日役員会決定)

(趣旨)

第1 名古屋大学（以下「本学」という。）における自然災害を予防し又は最小限とするため、自然災害への対応に関し必要な事項は、この指針による。

(定義)

第2 この指針において「自然災害」とは、地震、大雨、洪水、斜面崩壊、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮又は津波により生じる被害をいう。

(対応の原則)

第3 本学の自然災害への対応は、原則として、その発生状況及び気象警報の発表並びに南海トラフ地震臨時情報発表の状況により決定する。

(情報の収集)

第4 本学の教職員及び学生は、テレビ、ラジオ、インターネット等により注意報・警報等の情報を得るよう努めなければならない。

(授業・定期試験等の取扱い)

第5 本学の授業、定期試験等（以下「授業等」という。）を実施する場所において震度5強以上の地震が発生又は各種特別警報若しくは暴風警報が発令された場合には、発令後に開始される授業等を休講とする。この場合において、解除後における授業等の実施については、別表のとおり定める。

2 自然災害により休講となった授業等の再開日程は、被災状況を勘案してその都度決定する。ただし、ICTを使った遠隔による授業等を実施する場合は、この限りではない。

(学生の対応)

第6 第5に基づき授業等が休講となった場合には、登校することを要しない。

2 各種特別警報及び暴風警報が居住地又は通学経路内において発令されている場合には、原則として登校しないこととする。

3 自然災害により交通機関の運休等が生じた場合又は通学に際して身体の危険を感じた場合には、無理な登校をしないこととする。

4 自然災害により居住地において身体の危険を感じた場合、ICTを使った遠隔による授業等の無理な受講をしないこととする。

5 第2項、第3項及び第4項に基づき登校又は受講ができなかった場合には、その旨を後日遅滞なく担当教員に申し出ることとする。

6 登校後に自然災害が発生した場合には交通機関の運行状況、居住地の安全状況を各自確認し、安全が確保されるまで学内に一時避難するものとする。

(授業等実施部局の対応)

第7 第6に基づき欠席した学生に対しては、授業等の実施部局は必要な措置を講ずるものとする。

(教職員の対応)

第 8 本学の教職員は、自然災害又はこれによる交通機関等の運休等により、出勤が著しく困難である場合、あるいは退勤途上における身体の危険を回避するため早期に退勤する必要がある場合は、特別休暇（契約職員、パートタイム勤務職員等にあつては年次有給休暇以外の有給の休暇）を取得することができる。この場合における当該休暇の取得の可否は、危険回避の必要性、代替交通機関の利用可能性、テレワーク実施の可能性等、個別的な事情を勘案して判断される。

(災害対策室の対応)

第 9 災害対策室は、自然災害を予防するために必要な関連情報を収集し、本学のホームページ、名古屋大学ポータルシステム等により、当該情報を本学の教職員及び学生に対して提供する。

(自然災害予防についての所掌)

第 10 自然災害の予防については、防災を担当する運営局長又は副総長及び災害対策室が所掌する。

(緊急の場合の措置)

第 11 南海トラフ地震臨時情報の発表、大型台風の接近等により、臨時休校等の緊急対応が必要と判断される場合の措置は、東海国立大学機構リスク管理規程（令和 2 年機構規程第 110 号）の定めるところによる。

附 則

この指針は、平成 22 年 8 月 9 日から実施する。

附 則（平成 23 年 6 月 13 日役員会決定）

この指針は、平成 23 年 6 月 13 日から実施する。

附 則（令和 3 年 12 月 20 日運営会議決定）

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 5 第 1 項関係）

警報解除時刻	授業等開始時限
6:45 まで	1 限
以後 11:00 まで	3 限

40-13PJ 学内電話番号表

TEL:052-789-(内線番号)

FAX:052-789-4921

国際開発協力専攻							
国際開発協力講座							
職名	氏名	内線番号	居室番号	職名	氏名	内線番号	居室番号
教授	伊東早苗	4977	603	教授	梅村哲夫	4962	804
教授	大坪滋	4966	704	教授	岡田亜弥	4960	503
教授	岡田勇	4982	501	教授	島田弦	4961	604
教授	東村岳史	4978	406	教授	山形英郎	4972	602
教授	山田肖子	4968	703	教授	石川知子	4974	601
准教授	芦田明美	4980	502	准教授	上田晶子	4964	806
准教授	内海悠二	4986	505	准教授	金澤玲子	4973	805
准教授	カルロス メンデス	4345	111	准教授	クリスチャン オチア	5096	401
准教授	染矢将和	4969	606	准教授	藤川健太郎	4970	803
准教授	フランシス ベディ	4521	301				
開発政策講座 (協力講座)				比較国際法政システム講座 (協力講座)			
教授	萬行英二	2390	経221	教授	佐藤史人	2328	法327
				准教授	大久保明	4540	法416
経営開発講座 (協力講座)				准教授	マクギンティ ショーン マイケル	747-6951	アジア法交流館520
准教授	中屋信彦	2366	経232	国際文化協力講座 (協力講座)			
				教授	加藤久美子	2213	文322
教育発達講座 (協力講座)				准教授	ガルノ トリスタン ロバート	4831	文223
教授	高井次郎	2653	教229	准教授	サヴェリエフ イゴリ	4396	705
教授	渡邊雅子	2620	教215				

アジアサテライトキャンパス				共通			
特任准教授	伊賀司	5083	513	留学生担当			
事務室				准教授	スネート カンピラパーブ	5079	110
教務担当		4957, 5960	文系総合館 1, 2階	実地研修担当			
総務担当		4952, 4953		助教	近藤 菜月 鈴木 菜繫	3993	306
図書担当		5064, 5065		情報担当			
				助教	福原 慶	5320	709-2
				英語論文執筆補助担当			
				助教		5080	709-1
				プロジェクト室			
				(JICA担当)		5066	101
				(ADB担当)		5076	
						5068	
						4562	

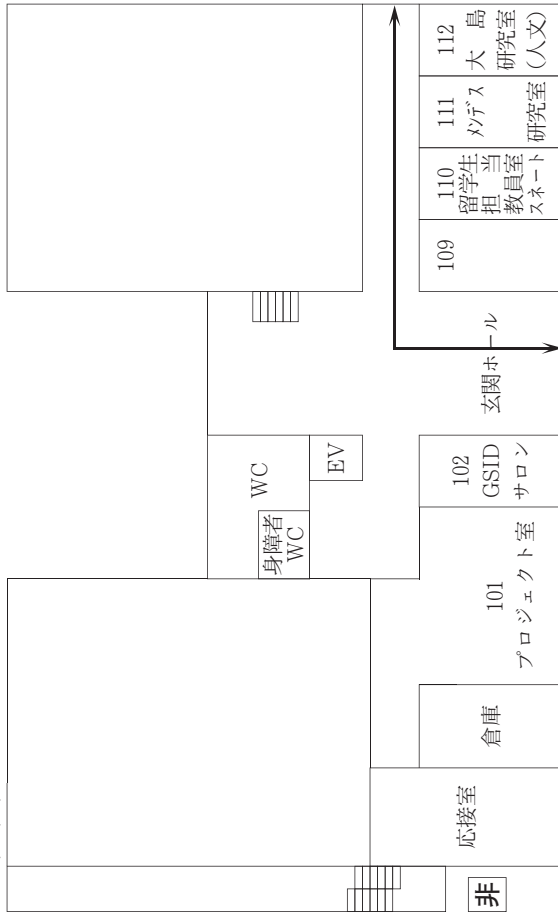
※居室番号欄の
文は文学部棟、教は教育学部棟、
法は法学部棟、経は経済学部棟を示す。

国際開発研究科配置図 (2023.4.1現在)

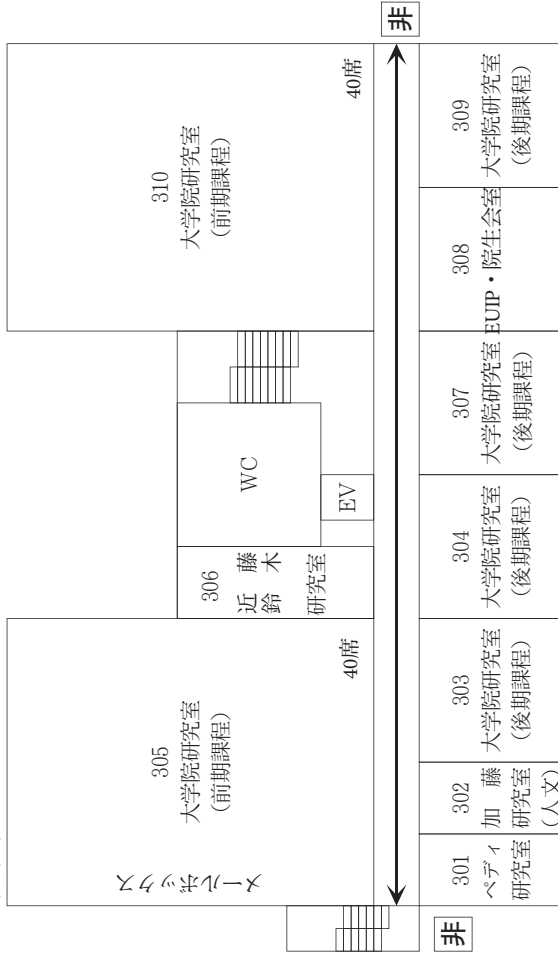
→ : 避難経路

非 : 非常口・非常階段

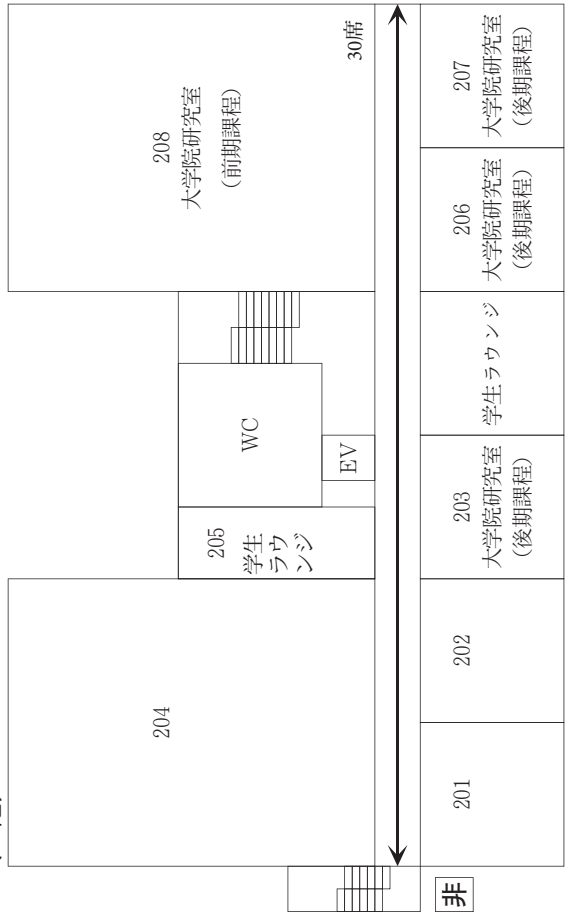
(1階)



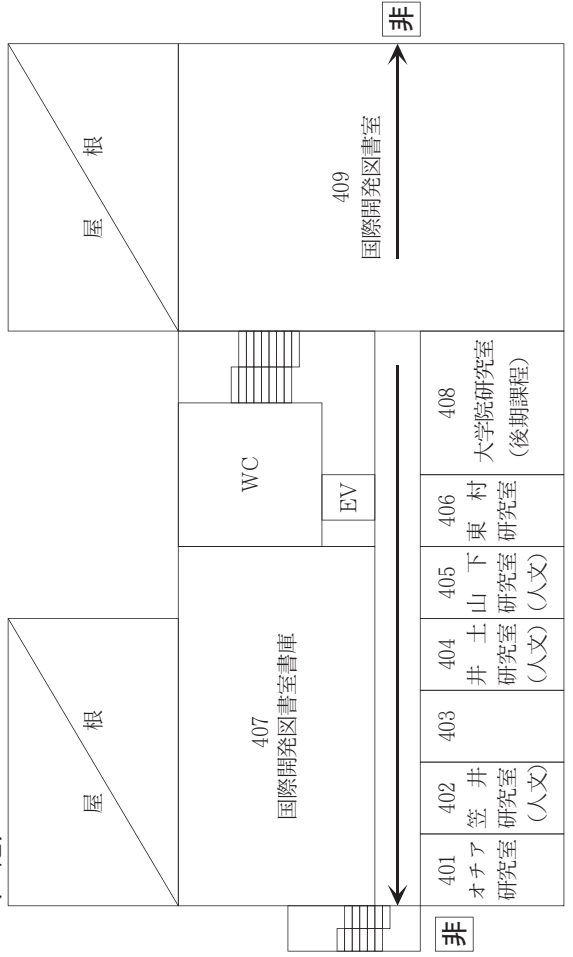
(3階)



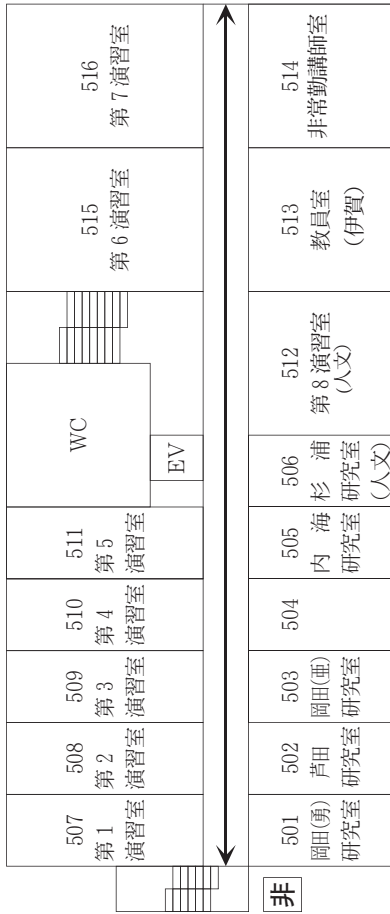
(2階)



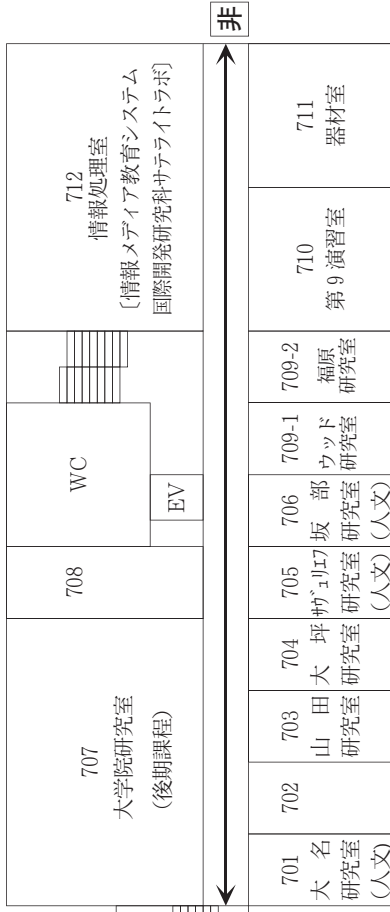
(4階)



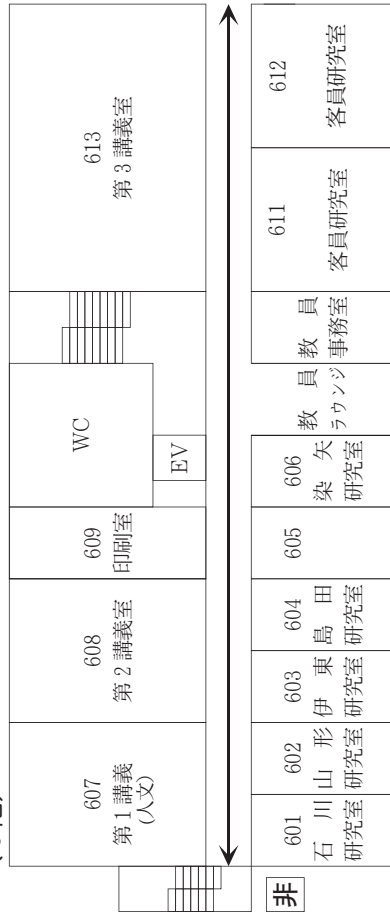
(5階)



(7階)



(6階)



(8階)

